

自治おきなわ

2017 7 月号
No. 445

自治おきなわ

二〇一七年七月号(四四五)



沖縄県町村会

自治おきなわ 2017年 7月号 (No.445)

2017年 7月 1日 発行

発行 沖縄県町村会
〒900-8531 那覇市旭町116番地37 TEL(098)963-8651
(自治会館5階) FAX(098)963-8654

編集責任者 新垣喜春

印刷所 丸正印刷株式会社
電話(098)835-8181

リレーエッセイ

～島々への誘い～ 16の島から成る大自然交響ランド
竹富町長 西大舛 高旬 …………… 1

「この人に聞く」

元 衆議院常任委員会調査室長
島村 幸雄(3) …………… 2

沖縄県の離島医療のあゆみ ⑩

～へき地保険医療計画～

沖縄地域医療支援センター長 崎原永作 …… 9

判例紹介－那覇市生活保護開始義務付け訴訟－

早稲田大学法務研究科修了 法務博士(専門職)
前津 健治 …………… 12

平成 29 年度沖縄振興拡大会議 …………… 20

平成 29 年度「県民の警察官」表彰式 …………… 62

平成 28 年度

沖縄県地域振興対策協議会研修会 …………… 65

研修だより …………… 67

会務の動き …………… 81

町村長選挙の結果 …………… 82

市町村一覧 …………… 83

大自然と文化の町「竹富町」

竹富町は、日本最南端に位置する、大自然と文化の町です。

町には9つの有人島と7つの無人島から形成されています。町役場を行政区内に置かない、特異な行政体系となっているのが特徴です。(全国で3ヵ所)

日本最南端の有人島、波照間島の上空写真と夜空を彩る星空です。

波照間島は「果てのうるま」と呼ばれ、山の無い平坦な島は、星空観測の好地であり、最南端の地から見上げる夜空には、多くの星々が煌めいています。写真には、日本最南端の碑からの撮影された星空の中央で帯状に輝いている「天の川」が捉えられています。

夜空を覆い尽くさんばかりに輝きを放つこの星空で、88星座中84の星座が観測できると同時に、季節によっては、水平線上に輝く、南十字星を形成する、全ての星を肉眼で捉えることも出来る、全国でも屈指の星空観測地となっています。



表紙写真・文 <竹富町役場>

リレー Relay Essay エッセイ



～島々への誘い～ 16の島から成る大自然交響ランド

竹富町長

にしおます

西大舩

こう

じゅん

高 旬

竹富町は、琉球列島の最南端八重山諸島に属し、石垣島の南西に点在する16の島々（有人島9つ、無人島7つ）から構成されており、総面積が334,39k m²で、市町村では県内一の面積を誇ります。町民が住んでいる島々は、それぞれが異なった文化圏を形成し、島々の方言も異なるなど、同じ竹富町の町民同士であっても、会話が成立しないこともしばしばです。

1. 竹富島

白い砂の道、屋敷を石垣で囲んだ赤瓦屋根の民家、沖縄の古い町並みが色濃く残されており、沖縄の原風景を今に残す、八重山観光のメッカとなっています。

2. 小浜島

八重山諸島の中央に位置し、島の中央に位置する大岳（ウフダキ）からの展望は絶景で、7色に映える海中公園が美しく、八重山民謡を代表する「小浜節」をはじめ、多くの名曲を今に残しています。

3. 黒島

牛の島として全国に知られた島で、訪れる観光客も、どこまでも広がる緑の牧場、のんびりとしたその風景に心が休まります。また、民俗芸能が豊富に残されており、芸能の島としても知られています。

4. 西表島

原始の森が残り、東洋のアマゾンともいわれ、島全体が国立公園に指定されています。二十世紀最大の発見といわれる「イリオモテヤマネコ」が生息するなど、豊かな大自然は、「沖縄の自然100選」

をはじめ、日本の滝100選「マリユドウの滝」、新日本の名木100選「サキシマスオウの木」などの名所、名木が数多く残されています。

5. 波照間島

日本最南端の有人島、南十字星が輝く美しい島です。島の景勝地「最南端の地」には「星空観測タワー」が整備されており、季節毎に彩りを変える星座や南十字星を見る事が出来る観測タワーとして、多くの天文マニアを魅了してやみません。

6. 鳩間島

深い紺色の海に浮かぶ美しい珊瑚の島。八重山民謡「鳩間節」の歌い出し「鳩間中森」は、島の中央部に位置し、そこから眺める西表島の風景は実に素晴らしく、島を訪れる人々に大人気の場所です。

7. 新城島（上地島、下地島）

アラグスク島または、パナリ（離れ）と呼ばれ、サンゴ礁の海に囲まれた「人魚伝説」の島です。ジュゴンが多く生息していたことで知られ、琉球王朝時代には、これを人頭税として王府に納めていました。

8. 由布島

西表島美原集落の東岸から約500メートル離れた海上に位置する小島で、島全体が植物園になっており、この海を渡る水牛車観光で一躍有名になった島です。

9. 加屋真島

小浜島の東沖に位置し、ダイビングをはじめとした観光スポットとして注目されています。

沖縄市町村今昔

この人に聞く⑨②



元衆議院常任委員会調査室長

しまむら ゆきお
島村 幸雄

1924年台湾台中市で出生。陸軍士官学校を敗戦で中退、中央大学経済学部を卒業、衆議院内閣委員会、決算委員会、地方行政委員会、商工委員会の各調査室を歴任し、常任委員会専門員兼地方行政調査室室長で退職、奄美群島振興開発基金理事、沖縄県の初代オンブズマン。復帰前東京にあって政官界と琉球政府をつなぐ役割を果たした。

— 島村さんは、羽地村（現在名護市）の出身で、当時の最難関の陸軍士官学校在学中に満州で終戦、その後衆議院調査室に勤務し、沖縄から上京してくる多くの人々の手助けをしました。思い出の人々のエピソードなどを。

島村 屋良主席が、最初に佐藤総理に面会したときだったと思うのですが、私も一緒に関係各省を回りました。歩きながら、「実は自民党の総務会に出席せよと要請されているが、行きたくない、行くと米軍基地に賛成か反対か踏み絵をふまされそうな気がする」とつぶやいたのを鮮明に覚えています。私は何も言えなくて黙っていましたが。

復帰に命を懸けた古堅宗憲

— 私は屋良さんとは直接お話しする機会はありませんでしたが、誠実な教育者だったと聞いています。腹芸が

できるタイプではなく、政権党との交渉はきついものがあったのでしょうか。

島村 古堅宗憲君は、県人会の事務局長をしていました。貧乏で服もボロボロでね。献身的に復帰運動を支えました。彼無しには復帰運動はこれほど盛り上がりなかったのではないかと思います。古堅君が、「これ国会で質問してもらいたいが」と相談を持ってくるのです。一緒になって考えて、これは〇〇議員に質問してもらいましょうと橋渡し役をやりましたよ。

古堅君は、日本青年館に寝泊まりしていましたが、火事で焼死してしまいました（1969年）。その時同宿していたのが、社会大衆党の幹部金城吾郎さん、3中同期です。その金城さんは、火傷程度で、すぐ電話がありました。仕事を休んで飛んで行きました。彼も失火責任の問題があったので、社会党の中村議員が弁護士だったので、彼に金城さんの弁護をお願いしました。失火

責任は追及されませんでした。

起債に不慣れな市町村

— 古堅さんにも直接お会いしたことはありませんが、知る人ぞ知る、という人物ですね。故郷伊江島に碑があり、中野好夫先生（「沖縄問題 20 年」著者）が、「名を求めず、榮譽も欲せず、まして利を願わず…青春の命を傾けつくした」と揮ごうしているそうです。一度は訪ねてみたいと思っています。調査室には市町村長も来られましたか。

島村 内原英郎石垣市長が突然来訪し、「起債の手続きを失念していた。工事は進行しているのに、議会へ提出の予算の公共工事の裏付けがない。このままでは不信任される事態で驚いて飛んできた」とのことでした。当時の古谷自治大臣とは懇意にしておりました。大臣から、「陳情団がきたら、事務を通すと時間がかかるから、直接私に電話しろ」と言われていたものですから、直ちに電話、大臣に面接し要請、直ちに起債の満額許可があり、市長は安堵して帰りました。後日、予算の組み替えを完了したとお礼の電話がありました。

研究者や記者との交流

— 復帰直後で、沖縄の市町村が起債など不慣れの時期のエピソードですね。研究者や記者との交流はどうでしたか。

島村 山里将晃さんや久場政彦先生は、沖縄振興関係の審議会等で上京の度にウイスキーを二、三本携えて私の家に来て情報交換をしました。私は沖縄の政治経済の現状を聴きたいし、彼らは各党や

国の政治動向を聞きたかったわけです。

— 両先生とも琉球大学の教授ですね、山里先生は源河のご出身と前回出てきました。

島村 大学院生だった我部政男氏（現山梨学院大学名誉教授）から国立国会図書館の地下倉庫への立ち入りを頼まれました。我部先生は、そこで琉球処分の貴重資料を手に入れることができました。

— 私（仲地）も資料探索で島村さんにはお世話になりました。

島村 復帰当初の沖縄の新聞は、国会記者クラブに入っていないので、国会の取材が難しい。タイムス、新報の記者がなんとか国会の中に手軽に入れるようにできないかと相談にきました。連絡調整課長に国会内の通行証の取りまとめをお願いしたら、手配してくれました。この通行証で記者たちは委員会を傍聴できるようになり喜ばれました。暫くして記者クラブに加入、バッヂで出入りできるようになりました。

沖縄の新聞記者には何人にも会っていますが、タイムスの由井記者は、何回か突っ



込んだ意見の交換をしたので、彼女の名前だけは印象に残っています。

これも復帰直後ですが、糸数健氏（医師）が来室し、沖縄の医療の貧困を訴え、補助金交付に協力して欲しい、と頼まれました。即座に自治省財政課長に電話をし、善処をお願いしました。後日、「日本船舶振興会のモーターボート競争の基金から、補助金の交付を受けることができた」と報告がありました。

雑誌「世界」に執筆

— 新崎盛暉先生が最近出版した「私の沖縄現代史」（岩波現代文庫）の中に、雑誌「世界」に書いた論文「18年目の沖縄」のことが出てきます。次のように述べています。「一人ではカバーしきれない、法的地位や米軍事戦略、基地経済の分析までを共同作業で描き出そうという試みである」と。4名の

共同執筆ですが、梅田宇一は、島村さんのペンネームだそうですね。総合雑誌で、盛んに沖縄問題が取り上げられるのは65年以降だと思います。この論文は1963年ですから、沖縄関係論文の走りですね。

島村 著者は4人で、杉山茂雄氏は陸士同期で国会図書館の調査員だったと思います。外交権を研究していたので参加したと思います。宮里松正氏は、当時弁護士でその後副主席、衆議院議員となります。梅田が私で、もう一人が後に沖縄大学学長になる新崎盛暉氏です。

上原康助代議士

— 国政参加の選挙が1970年に行われます。衆議院議員に西銘順治、瀬長亀次郎、上原康助、国場幸昌、安里積千代、参議院議員に喜屋武真栄、稲嶺一郎が選ばれました。全員歴史に残る政治家で沖縄のために頑張りました。7人の侍といわれたりしましたね。それぞれおつきあいがあったと思いますが、印象に残る方は、どなたですか。

島村 社会党の川崎寛治政策審議会長から、「国政参加の沖縄代表は誰がいいか、沖縄に行って候補に会ってくる」と電話がありました。全軍労の上原康助氏、全連の亀甲康吉氏、官公労の仲吉良新氏らが候補だったと思います。沖縄では亀甲氏の評価が高かったようです。しかし、帰京した川崎さんは、「上原に決めたよ」という。その理由は、「目が一番輝いていた。それに若かった」とのことでした。

後日、社会党の政策審議会事務局長から上原議員が本会議で国政参加の代表演説をするので、その草稿作成に参加してくれとの依頼、深夜まで作業して草稿を作成しま



「世界」1963年8月号



上原康助氏（左）と島村氏（右）

した。当日の本会議場は傍聴席も満席で、上原議員は堂々たる演説で全議員の万雷の拍手を受けました。2階傍聴席にいた私は、これで私の沖縄の復帰支援は終わったと安堵したものです。沖縄の復帰支援に直接間接に協力できたのは、国会調査室に席を置いたお蔭と痛感しました。

— 上原議員は、連続 10 期当選し、北海道開発庁長官、沖縄開発庁長官、国土庁長官を歴任します。

島村 上原議員の二期目の選挙前だったと思いますが、総評の幹部と面談するので、一緒に行ってくれというので、同道したことがあります。次の選挙の情報交換などでした。上原議員の部屋に行くたびに「疲れたよ、疲れたよ」とこぼしていました。「後任もないのだから頑張ってください」と励ましたり、「年金ついたからもう後輩を掘り起こしてやめてもいいんじゃないですか」と言ったりしました。

彼は国会で質問する準備で、その資料を一杯机に並べている。私が「外務委員会や沖縄特別委員会にも調査員がいるのだから手伝ってもらったらいい」と言ったのですが、「いや自分でやった方がいい」と言っ

ていました。彼以上に基地問題などについて分かっている人はいないから、結局自分でやるしかなかったのでしょうか。

横浜市市長—飛鳥田一雄

— 社会党の有名な委員長の飛鳥田一雄さんとも懇意だったそうですね。

島村 飛鳥田先生にお会いしたのは割と早い時期です。内閣委員会で飛鳥田先生が理事になったと

き、秘書をつれて調査室に挨拶に来られました。議員が挨拶にくるのはめったにないことで、大変丁寧な先生だと思いました。当時私は軍関係の担当で防衛関係や自衛隊関係など勉強していました。飛鳥田先生が質問をする二、三日前に秘書が来て、質問の問題点を議論して整理をします。それを基に議会で飛鳥田さんが質問するのですが、さすがにすごい。こちらが予想するより二段階、三段階上の質問戦略になっている。弁護士らしいわかりやすい質問をしますが、政府が答弁しにくい矛盾点を引き出すのです。しばらくすると、飛鳥田さんの質問は、調査室の島村が知恵をつけたのだろうという噂がでるようになりました。秘書が「今晚は先生もいるので帰りに事務所によってくれ」というようになりました。そこで、3人で問題整理をしますが、そういうことで飛鳥田さんとは大変懇意になりました。横浜市市長になられてからも電話があり、沖縄の屋良さんが上京し面会の希望があればいつでも会うから連絡してと、親切に言ってくれました。そういう関係があって、副主席の話も飛鳥田さんからあったわけです。

副主席候補に名前が出る

— 屋良朝苗さんが、行政主席に選ばれるのが1968年です。琉球政府の人事が構想されることとなりますが、当時の新聞（68年11月18日沖縄タイムス）を見ると、企画局長について、「本土との予算折衝、長期経済計画の策定に重点を置いており」島村幸雄氏が候補に挙がっている、と報道されています。その後、副主席、副知事候補に何度か名前が出たと聞いています。



島村 屋良さんが主席に就任して後からも、何度か副主席就任の要請がありました。宮里松正さんを通したこともあれば、知念朝功副主席からは、「私は体が悪いのもうすぐ辞める。あなた沖縄に帰って私の代わりをやってくれ」と2度ほど電話がありました。

あるとき、屋良主席と飛鳥田市長の夕食会に呼ばれました。あらかじめ示し合わせてあったのですが、飛鳥田市長から、「島村さんはこれまで副主席の就任要請を断っていると聞いているが、この際、屋良主席を補佐するよう決断して欲しい」と言われました。私は、「戦中戦後沖縄を留守

にし、その苦難の時代を体験していない。また沖縄は本土からの天下りに反対世論が強い、島村姓で本土出身者と誤解され、主席に迷惑をおかけする。私は調査室で側面から支援したい」と答えました。屋良主席も飛鳥田市長も理解してくれました。

西銘知事からも副知事の要請がありました。後輩の山里将晃教授を通してです。山里氏から「西銘さんから、島村先輩の副知事就任を説得してくれと言われている」といいながら。「西銘さんは僕を副知事にすればいいのに。僕も不満だ」と冗談めかして言っていました。私は断りましたが、西銘さんとの関係もずっと良好で、西銘さんが予算折衝で上京すると、沖縄関係の幹部とのお礼と懇親の夕食会をするのですが、彼の秘書から電話が来るんですよ「うちのおやじは、あなたが来ないと乾杯ができないといっている、早く来て下さいよ」と。

専門員に昇任

— 島村さんは、専門員まで昇任されました。専門員とはどういう地位ですか。

島村 国会の常任委員会の専門員は特別任用の職です。行政府と比べにくいところがありますが、給与で言えば指定職の給与表が適用され、各省庁の局長を上回り、次官、審議官などに準じていたと思います。専門員の叙勲は勲2等級・勲3等級のようでした。ちなみに私は叙勲推薦を2度断りました。

— 島村さんの自分史「真っ直ぐに」を拝読しますと、主任調査員そして専門員

時代は、調査室の改革にも大いに貢献しておりますが、本誌の「この人に聞く」では割愛したいと思います。1987年(昭和62年)専門員を退任されます。

島村 昭和23年から衆議院での40年間を振り返ると、調査室に在職し、沖縄の復帰や振興開発を支援しようという初志を多少なりとも実施できたのではないかとの心境でした。

なお、社会党の政策審議会からは、立派な文箱をいただきました。沖縄問題を通じて、飛鳥田議員、川崎議員、山口議員の他に温井寛氏、藁科洋人氏の政策審議会事務局長との長い年月の交流があったためでしょう。私の後任は自治省の行政局長の大島隆氏が来ました。

奄美基金理事・オンブズマン

— 国会の専門員は自治省の行政局長から来るポストなのですね。重要なポストであることが分かります。島村さんは、衆議院を退職後、奄美群島振興開発基金理事に就任されます。そのいきさつを。

島村 奄美振興開発基金の本部は奄美大島にあります。私は週3日の非常勤で、東京事務所の勤務でした。私の仕事の多くは、自治省・大蔵省との情報連絡であり、自治省・大蔵省に代わって基金の指導助言でした。

私以前の東京事務所の理事はすべて自治省幹部出身でした。私の就任は、自治省出身の衆議院事務総長と自治省幹部との協議で決まったと思います。在職中に奄美大島のガリオア資金返済問題の解決に関与し、奄美とは縁があったことも影響しているといわれていました。2期4年務め92年退職しました。

— 沖縄に帰ってくるのが93年ですね。95年大田昌秀知事が就任します。平和の礎、女性副知事の登用、公文書館の設立など学者出身らしい政策を次々手がけます。オンブズマンもその一つです。あるとき、大田知事に誰か適任者はいないかと聞かれ、島村さんを推薦しました。初代オンブズマンは、東京高裁長官を務めた石田穰一さんと立法府経験の島村さんとバランスもよく権威がありました。

島村 沖縄に帰ってきたとき、もう公職にはつかないと決めていたので、最初は断りました。「立法府のことは知っているけど、沖縄の行政についてはあまり知らないなので、引き受けられない、沖縄で行政を見守ってきた方がいい」と思ったのです。担当の比嘉参事は、再度やってきて、「知事にお叱りを受けた、ぜひお願いします」と。結局お引き受けし、これも2期4年務めました。



左から大田昌秀知事、石田穰一氏、島村幸雄氏



こころ優しいウチナンチュの眼差し

— 衆議院調査室時代沖縄調査団を派遣したこと、復帰記念国体を発案したことなど、お聞きしたい話はまだまだありますが、時間の余裕がなくなりました。今年 93 歳でなおかくしゃくとしておられます。人生を振り返って思うところを。

島村 軍国主義の時代に生まれ、皇軍将校を夢見ていました。敗戦でその夢は破れますが、新しい夢と希望は、故郷沖縄を平

和憲法のもとへ復帰させることでした。国権の最高機関である衆議院の調査室に勤務していたことで、微力ながら沖縄の支援ができたのではないかと考えています。

2013 年（平成 25 年）には、85 歳の祝いも催されました。カジマヤー（97 歳）はもちろん元気に迎えるつもりです。

— 島村さんの自分史「真っ直ぐに」を拝読すると、沖縄の支援だけでなく、調査室の職員として、占領軍の不法行為による損害の賠償法の提案、奄美住民のガリオア資金借入金減額措置の提言、犯罪被害者等救済法の提案など、弱者や少数者の立場へのまなざしが感じ取られます。陸軍士官学校出身の強面（こわもて）のエリートではなく、心優しいウチナンチュとしての半生が貫かれたと思います。カジマヤーの祝いを楽しみにしております。

（聞き手・仲地博沖縄大学教授

前津榮健沖縄国際大学教授）



～へき地保険医療計画～



公益社団法人地域医療振興協会
沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作

今回は竹富町黒島からご報告いたします。

沖縄も含めて全国の離島・へき地医療対策はある計画を根拠に進められて来ました。その計画は「へき地保健医療計画」と言います。

我が国は世界に類を見ない速さで高齢化が進んでおり、特に山間・離島などのへき地において人口の減少と高齢化が著しいことから、適切な医療を受けるための施策を体系的かつ計画的に推進し、へき地における医療水準の向上を図ることを目的として、昭和31年から概ね5年ごとにへき地保健医療計画を策定し、各種の施策を講じて来ています。

へき地保健医療計画の推移

無医地区等の住民の医療水準を確保するため、昭和31年にスタートしたへき地保健医療計画は効果があり今後も必要であるとされた施策は継続しつつ、概ね5年ごとに新規施策を積み上げる形で平成29年は第11次計画が進行中です。

- 第1次計画(昭和31年度～昭和37年度)
 - ・人口が多く、かつ、交通の不便な無医地区にへき地診療所を設置した
- 第2次計画(昭和38年度～昭和42年度)
 - ・機動力による地理的不利性を改善するため患者輸送車、巡回診療車等を整備した
- 第3次計画(昭和43年度～昭和49年度)
 - ・へき地担当病院医師派遣事業により医師派遣の強化が図られた
 - ・へき地医療地域連携対策事業により保健所、医療機関、市町村等の有機的連携が図られた
 - ・へき地勤務医師等確保事業によりへき地診療所への医師の確保が図られた
- 第4次計画(昭和50年度～昭和54年度)
 - ・無医地区を有する広域市町村圏単位でへき地診療所を支援するへき地中核病院を整備した
- 第5次計画(昭和55年度～昭和60年度)
 - ・へき地勤務医師等確保奨学資金などが創設された
 - ・へき地保健指導所が整備された
 - ・へき地中核病院とへき地診療所との連

携を図るためファクシミリによる医療情報システムが導入された

- ・へき地保健指導所と医療機関との連携を図るためファクシミリによる特定地域連携保健医療システムが導入された

○第6次計画（昭和61年～平成2年度）

- ・静止画像伝送装置による医療情報システムが導入された
- ・へき地中核病院との連携強化でへき地診療所勤務医師の研修が確保された
- ・へき地診療所の医療設備が整備された

○第7次計画（平成3年度～平成7年度）

- ・ローテート方式によるへき地勤務医師等確保事業がスタートした
- ・へき地医療担当指導医制度が導入された

○第8次計画（平成8年度～平成12年度）

- ・へき地医療担当支援病院による支援制度が始まった

○第9次計画（平成13年度～平成17年度）

- ・へき地医療担当支援病院がへき地医療拠点病院に統合された
- ・へき地医療支援機構の設置が示された
- ・へき地医療拠点病院群が整備された

○第10次計画（平成18年度～平成22年度）

- ・へき地医療支援機構の機能強化を示した

○第11次計画（平成23年度～平成29年度）

- ・総合的な診療能力を有する医師の育成機能を強化するためにへき地医療拠点病院の整備が図られた
- ・キャリア形成推進機能の充実、ドクタープール機能をの充実を図るためへき地

医療支援機構のさらなる強化方針を示した

- ・全国へき地医療支援機構等連絡会議が設置された

第1次計画から第11次計画まで

60年続いた我が国のへき地保健医療計画に基づいたへき地医療対策は初期の計画ではへき地診療所や患者輸送車などのインフラ整備に重点が置かれ、第4次計画からへき地中核病院の整備など支援システムの構築へと移りました。第9次計画において、へき地医療支援機構が創設されたことにより、それ以前の地域の中核病院や大学病院など2次医療圏内での個別的な支援から、へき地医療支援機構を中心とした広域的なへき地医療支援事業の一元化が図られ、都道府県単位のへき地医療施策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することが期待されています。この方向性はその後の計画においても継続され、代診制度の導入やIT活用などの新規の支援策を盛り込みつつ支援機構の強化が打ち出されています。

一方、第9次計画までは、都道府県に対してへき地保健医療対策の方針を示すものとして国が策定していましたが、第10次計画からは地域の実情に応じたへき地保健医療対策の充実を図る目的で、国が示す指針に基づいて、都道府県ごとに計画を策定しています。

へき地医療計画と医療計画の統合

第11次のへき地保健医療計画は平成27

年度までの予定でしたが、国からこれまで別々に策定していた保健医療計画とへき地保健医療計画とを統合するという方針が示され、第11次計画を平成29年まで2年延長し、平成30年に第7次沖縄県保健医療計画として統合されることになりました。

この統合計画は、数年前から全国へき地医療支援機構等連絡会議の場で今後の方針として国から示されていました。統合案に対する連絡会議の出席者の反応は、「これまで60年に渡って、様々な施策を講じてきたへき地保健医療計画はへき地医療の向上に大きく寄与しているものの、人口減少や高齢化などへき地医療を取り巻く環境はますます過酷になって来ている。このような状況で統合すると県全体の一部としてへき地医療が埋没してしまうのではないか」というものでした。その後、連絡会議の度にへき地医療が埋没するのではとの懸念する声が上がっていました。

新たな沖縄県保健医療計画（第7次）

次期医療計画の策定に向けての「へき地医療」ワーキンググループが6月1日に設置されました。来年の3月まで短い期間ですが、沖縄県の今後5年間のへき地医療対策の指標になる大事な計画なので全体の中でへき地医療が埋没しないように、島嶼県沖縄ならではの強力なへき地医療システムをしっかりと計画の中で示していければと思っていますところですので。そのためにはへき地を抱える自治体の関係者全員が当事者で

あることを自覚して、大いなる関心をもってワーキンググループの議論の行方を監視していただきますようお願いいたします。

判例紹介

— 那覇市生活保護開始義務付け訴訟 —

早稲田大学法務研究科修了 法務博士（専門職）
前津健治

第 1. はじめに

本稿では那覇市に対する生活保護開始義務付けの訴えに対する判決（那覇地裁平成23年8月17日判決。以下「本件判決」という。）を取り上げる。生活保護開始の義務付け訴訟では初の認容判決であり¹、仮の義務付け（福岡高裁那覇支部平成22年3月19日。以下「本件仮の義務付け決定」という。）も認められた点で、生活保護法4条1項及び3項の運用について考えさせられる判決であった。そこで、義務付け訴訟（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号）の制度及び本件判決における生活保護法4条3項の判断、並びに仮の義務付けの制度（同法37条の5第1項）及び本件仮の義務付け決定における生活保護法4条1項の判断をみていきたい。

第 2. 義務付け訴訟

(1) 義務付け訴訟には2類型ある。ひとつは、行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟であり、非申請型義務付け訴訟とよばれる（行訴法3条6項1号）。もうひとつは、行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟であり、申請型義務付け訴訟とよばれる（行訴法3条6項2号）。両者ともに、行政庁が処分又は裁決をすべき旨を命ずることが判決主文となる点で共通する。その一方で、前者が申請や審査請求を前提としないのに対し、後者は法令に基づく申請又は審査請求があったにもかかわらず相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないときの不服申立てとして（行訴法37条の3第1項1号）、又は申請又は審査請求に対する処分又は裁決はなされたものの、却下又は棄却であったため、これに対する不服申立てとして（同項2号）請求される点で異なる。

本件判決では、原告が、那覇市福祉事務所長に対し、生活保護開始の申請をしたところ、これが却下されたことから、生活保護開始の義務付けを請求したものである。したがって、申請却下の処分に対する不服申立てであるから、上記2類型のうち、後者の申請型義務付け訴訟である（行訴法37条の3第1項2号）。

(2) 申請型義務付け訴訟は、「法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り」（行訴法37条の3第2項）、提起することができる。また、申請型義務付け訴訟は、取消訴訟等の併合提起が必要となる。具体的には、申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないとき、不作為の違法確認の訴えを併合提起する必要がある（行訴法37条の3第3項1号）。これに対し、申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合には、取消訴訟又は無効等確認の訴えを併合提起

する必要がある（同項2号）。本件では、生活保護開始申請の却下処分の取消訴訟を併合提起した。

（3）本案要件

不作為の違法確認訴訟又は取消訴訟・無効等確認訴訟に理由があること、かつ、行政庁に処分又は裁決をすべきことが法令の規定から明かであると認められるとき、又は処分をしないことが裁量権の逸脱・濫用と認められるとき、裁判所は処分をすべき旨を命ずる判決をする（行訴法37条の3第5項）。

第3. 本件判決

1. 事案の概要

原告は、那覇市内に居住する昭和11年生まれの女性であり、夫とは死別していた。原告には3人の子があるが、原告とは別に暮らしていた。原告は、生活保護を受けていたが、平成13年、指導を受けて年金担保貸付を利用しない旨の誓約書を福祉事務所長に提出するなどした。

福祉事務所長は、平成20年12月12日付けで、原告に対し、同月1日をもって生活保護を廃止することを決定（以下「本件廃止決定」という。）した。かかる決定には理由が付記されていなかった。そこで、原告は、平成21年1月7日付けで、福祉事務所長に対し、生活保護の開始を申請したが、福祉事務所長はこれを却下した。

原告は、同年3月18日、年金担保貸付を利用して独立行政法人福祉医療機構から35万円を借り入れた。

原告は、同年6月1日付けで、福祉事務所長に対し、再度生活保護の開始を申請した（以下「本件申請」という。）。これに対し、福祉事務所長は、原告が「年金担保借入を行い、現在受給中の年金から返済を行っていることが判明したため」との理由で、上記申請を却下する決定（以下「本件却下決定」という。）をした。

そこで、原告は、生活保護開始の義務付けの訴え及び仮の義務付けの訴えを提起した。

2. 本件判決の概要

「本件却下決定は違法というべきであり」、福祉事務所長が、原告に対して、「生活保護開始決定をしないことは、法24条1項の規定に明らかに反し、そうでないとしても裁量権の逸脱、濫用があるというべきである」。

「原告の請求のうち、本件却下決定の取消し及び原告に対する生活保護開始決定の義務付けを求める部分は理由があるからこれを認容」する旨判断した。

3. 判決の評釈

（1）生活保護法4条3項「急迫した事由」

生活保護法4条3項は、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」と規定している。

裁判所は「急迫した事由」とは、「単に生活に困窮しているだけでなく、生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう」とした。そして、収入、食事の援助、通院の必要について取り上げ、「急迫した事由」があると判断するに至っている。以下、本件判決が取り上げた事実について詳細に検討する。

ア. 収入について

（ア）本件判決で認定された事実によると、原告は、本件廃止決定の後、アルミ缶やビ

ンを拾って換金していたが、2カ月で1000円程度にしかならなかった。また、原告は子から援助を受けることもあったが、あくまでも一時的なものであった。したがって、裁判所は、「毎月2万6000円程度の老齢基礎年金のほか安定した収入はなく」、「ほぼ年金収入のみですべての生活費を賄わなければならない状況にあった」と判断した。よって、老齢基礎年金のみが収入である。

そして、原告は年金担保貸付を利用したことにより、月額2万円を返済に充てていたのだから、老齢基礎年金のうち「現実に受領していた年金の額は月額にして1万円にも満たなかったことになる」。かかる金額では「食費、光熱費、住居費など、生活のために最低限必要な費用すら賄えないことが明らかであり、現に、原告は食事についてはNの援助を受け、家賃や光熱費は滞納している状況にあった。そして、このような状況が続けば、原告は、住む家を失ったり、電気、ガス、水道などのライフラインを止められたりする可能性があった」と判断した。

以上のように、原告は、老齢基礎年金の収入のみでは、ライフラインが止められる「可能性」があったとしている。

- (イ) 裁判所は、ライフラインを止められたりする「可能性」とし、現実にライフラインを止められることまでは必要としていない。そこで、「可能性」をもって「急迫した事由」とした理由は何であるかが問題となる。

生活保護法は最低限度の生活として「健康で文化的な生活水準を維持」することを保障する（法1条、同3条）。食事や水道、電気、ガス、住居など、誰しもが生活する上で不可欠となるライフラインは、どれか一つでも欠ければ「健康で文化的な生活」が直ちに営めなくなることとなる重要な生活基盤である。

そうだとすれば、現実にライフラインを止められてしまった後に生活保護の受給が開始されても、既に「健康で文化的な生活」を営む権利は侵害されており、生活保護法の趣旨は達成されなくなる。

したがって、現実にライフラインが止められる前に生活保護受給開始によって救済する必要があり、「可能性」の段階でも「急迫した事由」に含まれるものと判断したと考えられる。

さらに、原告は家賃、電気代、ガス代を滞納している状態にあり、年金担保貸付により月額2万円を返済するなか、残金で家賃月2万2500円すら支払うこともできない状況であった。かかる状況では、滞納した代金を完納することは不可能であり、ライフラインが止められる「可能性」があったと判断された。

もっとも、「急迫した事情」に含まれるのは、あくまでライフラインを止められる「可能性」に限定すべきであり、ライフライン以外が止められる「可能性」があったとしても、未だ「健康で文化的な生活」を脅かすに至っておらず、「急迫した事由」にはあたらないといえるだろう。

イ. 食事の援助について

認定された事実によれば、原告はNから食事の援助を受けており、同人方で三度の食事を共にしていた。しかし、N自身も生活保護受給者で過去に度々家賃を滞納するなど、生活に余裕がなく、心疾患のため入退院を繰り返す等の事情があり、「Nによる援助は極めて不安定であった」。したがって、原告は食事すら確保できなくなる「危険のある極めて切迫した」生活状況にあったと判断された。

ウ. 通院の必要について

(ア) 原告は、糖尿病を患っていたところ、医療費を支払わずに診療を受け、薬をもらっていた。しかし、かかる取扱いは「病院の配慮によるものにすぎず、このまま医療費の不払いが続けば、診療を受けられなくなる可能性を否定することができない」ものであった。

(イ) もっとも、「現状では、原告の病状は切迫したものであるとは認められない」状態であった。それにもかかわらず、「急迫した事由」として認めたのは、いかなる理由によるかが問題となる。

裁判所は、「通院することができなくなれば」として、治療そのものではなく、あくまで原告の「通院」の必要性の点から判断している。原告の持病である糖尿病は、脳梗塞や心筋梗塞を発症させる危険を有しており、原告が73歳と高齢であることも併せて考えると、いつ病状が悪化してかかる危険が現実化するともいえない状況にあった。かかる危険を回避するには、継続的に主治医の診療を受ける必要があるから、「通院」は原告にとって「健康で文化的な生活」を営む上での当然の前提であったことを重視したといえる。

仮に、原告に持病がなかったり、高齢ではなかったりした場合には、「通院」の必要性は認められなかったであろう。

エ. 本件判決は上記のように、原告の生活状況に照らし、詳細に判断したうえで「生存が危うくされ、社会通念上放置し難いと認められる程度に切迫した状況にあったというべきであり、法4条3項にいう「急迫した事由」があった」と認めた。

オ. 生活保護法4条3項に関するその他の判例

生活保護法4条3項の「急迫した事由」²の主張がある場合、生活保護法4条1項の要件該当性に統一して判断する裁判例（宮崎地判平成23年10月3日）があるが、他方で本件判決と同様、生活保護法4条1項の検討をすることなく同3項のみを判断する判決もある（福岡高判平成23年11月15日）。大阪高裁平成25年6月11日判決も、年金担保貸付を受けた原告の生活保護の申請について、生活保護法4条1項の検討をすることなく同3項「急迫した事由」を認めた。当該判決は本件判決よりも一歩踏み込み、行政側に「急迫した事由」の有無の調査義務があることまで認めている。

(2) 生活保護法4条1項の要件について

生活保護法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。本件判決では、生活保護法4条3項以外に、同条1項の要件該当性も争われた。

ア. 本件判決がなされるに際して、被告は、生活保護法4条1項について、次のように解釈している。

「利用し得る資産」には国民年金法等による年金が含まれ、「年金受給者は、受給する年金を自身の最低生活の維持のために活用することが保護の受給要件となる」。したがって、年金担保貸付を利用して、「その借入金を借金返済などに充てるために費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、資産としての月々の年金収入の活用を恣意的に忌避していることになるから、原則として法4条1項に定める保護の受給要件を満たさない」。

もっとも、「年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったと認められる場合には」4条1項の要件を満たしていないとはいえないから、年金担保貸付を利用しても、生活保護受給が例外的に許容されると解釈している。かかる解釈は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）という通知に沿ったものであり、本件判決もかかる解釈に則って判断している³。すなわち、裁判所は昭和38年課長通知自体の適法性を判断せず⁴、当該通知に則った上で本件却下決定を違法とした。

具体的にみると、裁判所は「原告が年金担保貸付を受けた時点において、本件廃止決定から3か月余りが経過しており、この間給付を得られなかった保護費と借入金額がおおむね一致していること」、「原告には当時、他に生活費のあてがなかったことからすれば、借り入れた金銭はすべて本件廃止決定後に生活費のために借入れた金銭の返済に充てられ、あるいは生活費として費消されたと推認できる」ことから、「原告が上記年金担保貸付を受けたことは、社会通念上真にやむを得なかった」と判断し、法4条1項の要件を欠くとはいえないとした。すなわち、借入金は生活保護費と同額であったところ、他に生活費のあてのない原告にとって、借入金は「健康で文化的な」最低限度の生活を送るための生活費に代わるものであったと認めた。そして、本件廃止決定により頼るべき生活保護がなくなったため、「健康で文化的な」最低限度の生活をするためには年金担保貸付を利用することが社会生活上真にやむを得なかったということである。

仮に原告が生活費以外の遊興又は浪費のために年金担保貸付を利用していた場合には、行政側はかかる事実を指摘して、推認を覆して争うことになるだろう。

ウ. 生活保護法4条1項に関するその他の判例

大阪地裁平成25年6月13日判決は、生活保護法4条1項の要件充足を判断するには、「諸要素を総合的に勘案」する必要があり、年金担保貸付を利用することで直ちに、生活保護法4条1項の要件を欠くことにはならないとしている。

これに対して、札幌地裁平成20年2月4日判決は「将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべき」として、借入金を利用することで直ちに、生活保護法4条1項の要件を欠くことになるとした。

第4. 本件仮の義務付け決定

1. 行訴法は、本案の判断がなされるまでの暫定的な権利救済として、取消訴訟については執行停止（同法25条2項）、差止めの訴えについては仮の差止め（同法37条の5第2項）の途を開いている。義務付け訴訟についても、暫定的な権利救済の途として、仮の義務付け（同法37条の5第1項）を設けているところ、本件ではこれが認められ、原告の生活保護が仮に開始された（以下「本件仮の義務付け決定」という。）。
2. まず、仮の義務付けは、「義務付けの訴えの提起があった場合に」として、本案の義務付け訴訟の提起があったことを前提としている。

次に、「処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」があるといえるためには、損害を回復するために後の金銭賠償によること

が不可能であるか、これによることが著しく不相当と認められることが必要である（大房地裁決定平成18年8月10日判タ1224・236）。

本件仮の義務付け決定では、原告の平成21年12月以降の生活扶助、住宅扶助及び医療扶助については、これらが支給されないことは社会通念上著しく不合理であると判断した。一方で、同年11月までの各扶助については、既に経過した期間のものであるため、償うことのできない損害とは認めなかった。

もっとも、同年11月までの未払の医療費及び家賃に相当する部分については、償うことのできない損害を避けるための緊急の必要を認めた。かかる部分は、その都度自己が費消する生活費と異なり未払い部分が積み重なるため、現在における原告の急迫状況が継続していると判断されたものと解される。

3. (1) 「本案について理由があるとみえる」という要件は、上記「損害を避けるため緊急の必要」との総合衡量によって判断される。両要件を別々に認定することなく総合衡量による理由は、審理が長期化し仮の義務付けの趣旨を損なわないようにするためである。したがって、「損害」の程度が小さければ本案の理由の疎明の程度は大きくなり、「損害」の程度が大きければ本案の理由の疎明の程度は小さくなる。

(2) 本件仮の義務付け決定では、本件判決と異なり、生活保護法4条3項には言及せず、生活保護法4条1項の「資産」「活用」要件該当性のみで判断している。かかる「資産」「活用」要件の解釈について、被告は、厚生労働省の通知⁵に則って、年金担保貸付の利用があれば、原則として生活保護を認めない運用をしている。しかし、かかる通知は例外的に、①急迫状況にあり、かつ②生活保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にある場合にはなお、生活保護開始の余地があるものとしている。

裁判所は、「かかる基準が生活保護法に合致するかは疑義も存し得るところであるが」としつつも、上記①②にあてはめて例外的に生活保護開始の余地が認められないか判断した。

ア. 「①急迫状況にあり」該当性

上述した「償うことのできない損害を避けるための緊急の必要性」で認定した事実等にかんがみて、①急迫状況にあるとした。

イ. 「②生活保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況」該当性

裁判所は、生活保護法4条1項について以下のように解釈し、年金担保貸付利用の用途目的や誓約書の存在等について判断した。以下詳細に検討する。

(ア) 生活保護法4条1項について、同項が「不可能又は著しく困難な活用を強いるものとは解されない」ことから、「保護を必要とし、生活保護を申請する者のおかれた状況や、」「金銭管理能力を含めた同人の能力等をも勘案しながら、その者の資産や能力を活用していないものといえるか否かを検討すべき」と解釈した。

(イ) 本件判決では、本件廃止処分により給付を得られなかった保護費と借入金額の一致という事実と、他に生活費のあてがなかったという事実から、借入れの用途目的を推認している。これに対し、本件仮の義務付けの訴えで裁判所は、「本件廃止処分から約2カ月が経過したところに本件年金担保貸付の申込みをしていることなどにかんがみれば」、原告が「本件年金担保貸付を受けたのは生活費や家賃等に困

窮したためと優に推認できる」として、本件廃止処分から約2カ月という期間から借入れの用途目的を推認している。本案判決と仮の義務付けとは、借入れの用途目的について、裁判所が推認の程度を異にしていることが分かる。

もっとも、本件仮の義務付け決定では、原告の「生活が質素」であることや、「浪費行為等がうかがわれず」、金銭管理能力の欠如により年金担保貸付を利用した点も認定して前記②を判断している。

- (ウ) 原告は年金担保貸付を利用しない旨の誓約書を提出している。裁判所は、かかる誓約書は「従前の生活保護の受給中に作成されたものであり、生活保護の受給継続を前提とした誓約である」から、「かかる誓約書を作成しているからといって、本件廃止処分後の困窮状態にかんがみれば、糊口をしのぐために申立人が年金担保貸付を受けたことを非難することはできない」と判断した⁶。
- (エ) このような認定を経て、生活保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあると判断した。そして、生活保護申請却下については、「裁量権の範囲を超える」とし、「本案について理由がある」とした⁷。

第5. 結び

以上、前述したように、裁判所は本件判決において、生活保護法4条1項及び同3項の要件充足の存否を判断している。これに対し、仮の義務付けの訴えにおいては、生活保護法4条1項の要件充足を判断したうえで、暫定的な権利救済を図っているといえる。

本件判決においては、生活保護法4条3項の「急迫した事由」の判断について、収入、食事の援助、通院の必要といった事情に着目したり、同条1項の判断について借入れ金額の用途目的を推認したりしたことは、これからの生活保護の運用において考慮を要すべき事情を明確にしたといえる。

また、本件仮の義務付け決定では、年金額や子らの援助の安定性を加味した上で、生活費、家賃、医療費等に著しく不足するかどうか考慮することが「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」の判断に影響を与えること等も明らかにした。

以上のことから、本件判決及び本件仮の義務付け決定は、今後の生活保護行政に影響を与えるものと思われる。

以上

¹『沖縄タイムス』平成22年2月13日、3月27日。

²「急迫した事由」の解釈については、次の3説が考えられる。一つは、生活保護法4条1項の「生活に困窮する者」とは、同3項の「急迫した事由がある」者をいうという考え方である。すなわち「急迫した事由」とは「現在」生活保護水準以下の生活しかできない状況であるとする（広義説）。これに対し、「急迫した事由」は「生活に困窮する者」よりももっと大変な状況、例えば生命や身体の害される危険や住居の確保ができない状況等をいうという考え方がある（狭義説）。さらに、「急迫した事由」は生命の危険が具体的にある場合のみをいうという考え方がある（最狭義説）。本件判決や大阪高裁平成25年6月11日判決をみると、裁判所は広義説又は狭義説を採用していると考えられる。黒田啓介『賃金と社会保障』No.1584（2013年4月下旬号）p56～57。

³昭和38年課長通知は講学上の通達にあたる。通達の法規性は否定され、裁判所は通達の内容に拘束されない（最高裁判所昭和43年12月24日判決）。もっとも、昭和33年3月28日最高裁判所判決（以下「昭和33年判決」という。）

は、「通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである以上、本件課税処分は法の根拠に基く処分と解するに妨げがなく」として、通達の内容が、法の正しい解釈に合致していれば、裁判所は当該通達の解釈に則って判断することもできる旨判断している。

⁴ 通達に基づく実際の法運用のみならず、通達自体の適法性も争う必要があるか問題となる。通達自体が違法である結果、行政実務での法運用も違法となっている場合、大元の通達自体の違法性を争う方が直截である。そうだとすれば、通達自体の違法性を争うことは可能であると私見では解する。在ブラジル被爆者健康管理手当等請求事件（平成19年2月6日最高裁判所判決）は「通達の上記定め及びこれに基づく行政実務は、被爆者援護法等の解釈を誤る違法なものであった。」として、通達自体の違法性も判断している。

⁵ 本件仮の義務付け決定では、本件判決で参照された昭和38年課長通知ではなく、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）が参照された。もっとも、生活保護法4条1項の解釈運用基準の内容自体は両者とも同じものである。

⁶ 大阪高裁平成25年6月11日判決も当事者から誓約書の存在が主張されつつも、これについて裁判所は判断しなかった。裁判所は誓約書は4条1項の考慮事由にはなるが、4条3項該当性判断においては考慮事由としていないと考えられる。

⁷ 生活保護法24条3項について、保護の「程度」や「方法」については裁量が認められても、保護の「要否」については裁量がないとの指摘もある。稲葉一将「生活保護の開始を求める仮の義務付け申立てが認容された事例」『速報判例解説vol.7』p76。

平成 29 年度 沖縄振興拡大会議

平成 29 年度沖縄振興拡大会議が、去る 4 月 28 日（金）に市町村自治会館で開催されました。翁長雄志知事ら県 3 役、各部署局長等の幹部職員や県内 41 市町村長並びに議会議長が出席しました。



平成 28 年度の市町村要望事項に対する措置状況

I 市町村共通要望事項

番号	要望事項 (平成 28 年度)	措置状況
1	日米地位協定の見直しについて	<p>日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。</p> <p>県としては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。</p> <p>このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
2	台風災害による支援策について	<p>本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っております。</p> <p>台風災害に対する災害復旧制度については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別の財政支援等の国による財政援助制度により、道路、港湾、農地、農業用施設等公共施設の早期の機能回復に努め、生活環境の回復を図っております。</p> <p>災害復旧制度の改善については、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っているところであり、平成22年度に被災者生活再建支援制度における適用条件の緩和、激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和の実施、平成23年度に地方交付税の一部改正により大規模災害等に係る特別交付税が必要に応じ交付可能としたこと、平成24年度には災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みが創設されるなど、一定の成果が表れているところであります。</p> <p>平成28年度には、全国知事会から国に対し、「防災・減災対策の緊急かつ確実な実施について」（7月28日）、「総合的な復旧復興支援制度の確立について」（7月29日）及び「災害救助法制の見直しについて」（10月14日）と3回の要請を行っております。</p> <p>県といたしましては、災害復旧制度を活用して台風災害に対する早期の災害復旧ができるよう務めるとともに、国に対し災害復旧制度の改善等を要請していきたいと考えております。</p>
3	不発弾等の早期処理について	<p>県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点に立ち、近年では、平成28年8月と同9月に関係大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望してきたところであります。</p> <p>1(1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設について、平成21年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。</p> <p>2(1)(2) 不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。</p>
4	<p>離島振興に向けての財政支援について</p>	<p>県としては、均衡ある県土発展及び離島地域における定住条件の確保の観点から、農業農村整備事業等による離島振興は不可欠であると考えており、補助事業における離島加算について継続して取り組んでまいります。</p> <p>新たな交付金の設置につきましては、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、離島における定住条件の整備など、沖縄固有の特殊事情に起因する課題の解決に向けて、よりの確かつ効果的に施策を展開できる環境が整備されております。</p> <p>離島市町村におかれましては、諸課題の解決に向け、沖縄振興特別推進交付金を有効に活用いただくとともに、県としましても、離島市町村と緊密に連携し、当該市町村の行う事業の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。</p>
5	<p>市町村の財政基盤確立について</p>	<p>県は、地方交付税の法定率の引上げや地方交付税の総額の確保を図ること、また、社会保障関係経費など地方の財政需要を適切に積み上げ、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実することなどについて、全国知事会等を通じて要請等を行ってきたところです。</p> <p>平成26年度に新たに地方法人税が創設され、その全額が交付税特別会計に繰り入れされることとなったほか、平成27年度から地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るため法定率が見直されております。</p> <p>県としては、本県市町村の厳しい財政状況を踏まえ、市町村の財政基盤の確立が図られるよう、今後とも、国に働きかけていきたいと考えています。</p>
6	<p>『離島空路整備法(仮称)』の制定について</p>	<p>離島航空運賃の低減を図るため、国は航空機燃料税及び空港使用料の軽減をしており、また県は県管理空港の着陸料の軽減措置を実施しております。当該措置を基に航空会社は、離島住民を対象とした割引運賃制度を実施し、その低減化が図られております。</p> <p>さらに、県では平成24年度より「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施し、離島住民等を対象として更なる低</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>減化を図っております。</p> <p>離島空路整備法（仮称）の制定については、これまで全国知事会及び九州地方知事会並びに離島航空路を持つ関係道県と連携し、国に要望を行っているところでありますが、いまだ実現には至っていない状況にあります。</p> <p>県としては、引き続きその実現に向けて取り組んでまいります。</p>
7	<p>特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について</p>	<p>(1) 県は、市町村に勤務する保健師の資質向上を図るための研修会及び特定町村の要望に応じた現任教育を実施しております。</p> <p>(2)(3) 特定町村において、欠員が生じた場合につきましては、「沖縄県保健師等人材確保支援計画」に基づき、潜在保健師の紹介等の支援を行っているところであります。</p> <p>また、保健師の配置につきましては、地方交付税が措置されているほか、人件費に対する国庫補助も措置されております。</p> <p>県におきましては、引き続きこれらの措置を講じ、特定町村の保健師を支援していきたいと考えております。</p>
8	<p>離島医療の充実強化について</p>	<p>県では、県立病院での後期臨床研修による専門医の養成や自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部と連携した医師修学資金等貸与事業、平成 26 年度に設置した「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金」の活用により医師の確保を図っております。また、医師が研修等で不在となる際の代診医派遣、眼科や耳鼻科等の専門医による巡回診療も実施しており、今後とも、離島・へき地における医療体制の確保に努めてまいります。</p>
9	<p>国民健康保険事業の前期高齢者交付金について</p>	<p>本県の市町村国保は、沖縄戦の影響等により、前期高齢者の加入割合が低く、前期高齢者交付金が全国に比べ極端に少ないことが主な要因となり、多額の財政赤字を抱えているという財政上の課題があります。</p> <p>県は、平成 28 年 8 月と 11 月に、厚生労働大臣等に対し、沖縄県国民健康保険団体連合会、市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会との連名により、市町村国保事業に対する特段の支援について、要請を行っております。</p> <p>県としましては、市町村及び関係団体と連携し、引き続き、</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>厚生労働大臣に対し、本県市町村国保の特殊事情に起因する赤字に対する更なる財政支援、及び平成 30 年度から実施される国保の財政基盤強化策において、本県の特殊事情に配慮した制度設計を行うよう要請していきたくと考えております。</p>
10	<p>日台漁業協定の抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて</p>	<p>平成 25 年 5 月に、沖縄県の頭越しに発効した日台漁業取決めについて、県と漁業関係団体は、国に対して抗議を行うとともに、取決め適用水域の一部撤廃、操業ルールの確立、違法操業を行う外国漁船への取締り強化等について、要請を重ねてまいりました。</p> <p>周辺海域の取締りについて、国は平成 26 年 4 月に「水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部」を設置するとともに、漁業取締船を増派し、対応しております。</p> <p>操業ルールについては、平成 27 年 3 月に東京で開催された第 4 回日台漁業委員会会合等において、沖縄県及び漁業関係者なども参加し、日台双方の政府関係者が協議を行い、沖縄側漁業者の意向を組み入れた内容に見直しが行われました。</p> <p>しかしながら、平成 28 年度の操業ルールに関しては、第 5 回日台漁業委員会会合等において協議が行われましたが、双方の主張は折り合わず、平成 27 年 3 月に策定された操業ルールを引き続き運用していくこと等で一致しております。</p> <p>平成 29 年 3 月 1 日から 3 月 3 日にかけて東京で開催された第 6 回日台漁業委員会会合においては、平成 29 年度の操業ルール見直しについて、日本側が八重山北方三角水域全域での 1 週間交代ルールを提案しましたが、台湾側の反発も強く、平成 28 年 3 月に策定された操業ルールを引き続き運用していくこと等で合意するとともに、八重山北方三角水域の操業ルールを平成 30 年漁期に間に合うように検討するため、双方は、関係当局・漁業団体を含めた専門会議を遅くとも平成 29 年 9 月までに開催することとなりました。</p> <p>県としましては、本県漁業者の安全操業の確保に努めるとともに、八重山北方三角水域における操業ルール見直しのため、引き続き、国や漁業関係団体と連携し、取り組んでまいります。</p>
11	<p>海岸漂着ゴミ処理対策について</p>	<p>海岸漂着ゴミ対策については、平成 28 年度においても国の地域環境保全対策費補助金を活用するとともに、海岸清掃に係る県予算を計上し、市町村・地域住民及びボランティア団体の</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>協力を得ながら海岸漂着物対策を実施しております。</p> <p>また、国に対しては、引き続き、財政支援の継続や海外由来の漂着物に関する発生源対策を求めているところであります。</p> <p>今後とも、関係機関、地元市町村、ボランティア団体等と連携を図りながら、海岸漂着ゴミの処理対策等に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
12	文化財保護に関する県補助金の増額について	<p>県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところです。</p> <p>また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業については補助率に準拠した補助を行っているところであります。</p> <p>県教育委員会としましては、県民の貴重な共通財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努力していきたいと考えております。</p>
13	TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について	<p>TPP 協定については、平成 27 年 10 月 5 日に大筋合意され、平成 28 年 2 月 4 日に参加 12 カ国による署名が行われました。</p> <p>TPP 協定で示された、関税の即時撤廃や段階的な削減、輸入枠の拡大等が実施された場合、本県農林水産業において、長期的に様々な影響が懸念されます。</p> <p>そのため、県では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業経営の安定と体質強化 ② 海外需要に対応した体制の構築 ③ 総合的な TPP 関連政策大綱の着実な実施 <p>について要請してまいりました。</p> <p>県としましては、今後とも、TPP 協定の動向や国の対応を踏まえながら、時機を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります</p>

II 各地区提出要望事項

① 北部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望の理由
1	北部地域における基幹病院整備について	<p>北部圏域において、医師の安定的な確保を図り、良質かつ効率的な医療を提供するためには、基幹的病院の整備は必要であると考えており、これを実現する上で、両病院の統合は、合理的な考え方の一つであると考えております。</p> <p>両病院の統合については、平成 29 年内に県の方針を定め、関係者に報告を行うことができるよう取り組んでまいります。</p>
2	名護市県立高等学校北部合同寄宿舎「さくら寮」の運営支援について	<p>北部離島の高校生の保護者の負担を軽減し、生徒が安心して修学に専念する環境を整えるため、平成 15 年度より北部学生宿舎運営補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助しているところです。</p> <p>平成 29 年度以降の運営補助金につきましては、運営協議会との意見交換を踏まえ検討した結果、市町村の自主的運営に向けた取組を促しつつ、さくら寮の適切な運営を図る観点から、平成 29 年度当初予算に、増額となる約 246 万円を計上しております。</p>
3	地域交通体系の構築について	<p>国道 58 号、県道 2 号線及び県道 70 号線は、国頭村の幹線道路ネットワークを形成し、産業や経済活動等を支えている道路と認識しています。</p> <p>当該道路の整備については、自然環境への配慮、今後の交通状況等が課題と考えております。県道 2 号線及び県道 70 号線では橋梁補修事業や災害防除事業を実施しており、引き続き、安心・安全な道路体系の構築に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>
4	自然環境再生事業の推進について	<p>県では、失われた沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、平成 27 年 3 月に自然環境再生事業を進めるに当たっての留意点など必要な事項をとりまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を作成したところであります。</p> <p>自然環境の再生については、その場所のことをよく知る地域や関係機関が協働して生態系ネットワークを構築していくことが重要であることから、事業の実施に当たっては国頭村及び県の関係機関等と意見交換をしております。</p>

番号	要望事項	措置状況
5	塩屋湾の港湾整備について	<p>塩屋港は、昭和 62 年に開催された海邦国体において、漕艇競技の会場であったため競技艇用の斜路と艇庫を整備した経緯があります。</p> <p>塩屋湾の海側には、塩屋漁港も整備され、漁船等に有効利用されております。塩屋港の港湾整備については、大宜味村からの要望もあることから、船舶の需要、利用形態等の調査を行い、港湾整備の必要性について検討したいと考えております。</p>
6	消防防災ヘリポート建設及び消防防災ヘリの運航について	<p>大規模な地震等が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等の迅速な対応に消防防災ヘリコプターが果たす役割は大きいと考えております。</p> <p>平成 29 年度において、消防防災ヘリ導入の必要性、運行管理体制、機種やヘリ基地の選定及び導入に係る県、市町村の財政負担等の課題について調査を実施するとともに、これらを踏まえ、有識者等で構成する「消防防災ヘリ導入検討委員会(仮称)」において導入について検討することとしております。</p> <p>その後、同委員会での検討結果を踏まえ、県及び全市町村の合意形成を図り、最終的に導入を決定したいと考えております。</p> <p>導入に当たっては、国の財政支援制度も活用しながら、早急に取り組んでまいります。</p>
7	国道 505 号の今帰仁村界から名護市呉我区までの歩道設置について	<p>国道 505 号の今帰仁村界から名護市呉我区までの歩道整備については、歩行者の利用状況や交通事故発生状況、通学路指定等を勘案し、検討していきたいと考えております。</p>
8	沖縄県戦略品目以外の作物についての施設整備事業について	<p>県では、一括交付金を活用し災害に強い栽培施設の整備事業において、強化型パイプハウス等の整備について支援を行っているところであります。</p> <p>本事業は、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」に基づき、高品質かつ安全で安心な園芸作物を消費者や市場に計画的・安定的に供給出来るブランド産地を育成し、産地自らが育成、成長させることが出来る自立した産地を形成することを目的としており、県が定める戦略品目を対象としているところであります。</p> <p>戦略品目以外の品目については、国の強い農業づくり交付金等の活用が可能となっております。</p>

番号	要望事項	措置状況
9	地域高規格道路「名護東道路」の本部方面への延伸について	<p>地域高規格道路「名護東道路」は、国において整備が進められ、平成 24 年 3 月に名護市伊佐川から世富慶の区間が、暫定 2 車線で供用し、名護市街地の幹線道路の渋滞緩和に大きく寄与しています。</p> <p>名護市伊佐川から本部半島への延伸道路については、その必要性を認識しているところであり、今後の交通需要の動向や土地利用の状況等を踏まえ、国と連携しつつ、可能性を検討しています。</p>
10	瀬底島内一周道路の整備について	<p>瀬底島における県道整備については、土地利用等の社会情勢や将来の交通量も勘案し、整備の必要性について検討していきたいと考えています。</p>
11	県道 104 号線及び県道 6 号線の整備促進について	<p>県道 104 号線については、安富祖から喜瀬武原までの区間を平成 17 年度より事業着手し、安富祖入口から約 800 m 区間を完了しています。残るゴルフ場入口付近から喜瀬武原の区間については、キャンプハンセンの一部返還協議が進展していないことから事業が中断していますが、引き続き関係機関と調整を図り、事業再開に向け取り組んでいきたいと考えています。また、同区間終点から金武町境界までの区間約 2 km については、整備の必要性や緊急性について検討していきたいと考えています。</p> <p>県道 6 号線の恩納村仲泊からうるま市境界までの区間については、歩道未設置や線形が悪い箇所があることから、今後、恩納村等と連携し、検討していきたいと考えています。なお、舗装についても適切に対応していきたいと考えています。</p> <p>また、塩屋区美留バス停留所歩道については、引き続き、地権者と用地交渉を行い、平成 29 年度に拡幅工事に着手したいと考えております。</p> <p>仮設の歩道及び防護柵については、平成 27 年度に撤去し、暫定的に防護柵を設置したところです。</p>
12	沖縄県県民の森再整備事業について	<p>県民の森については、平成 28 年度に現状の課題を整理し検討を行うことを目的に、沖縄県県民の森の新たな利活用に向けた検討業務を実施しました。</p> <p>平成 29 年度は老朽化した施設に対応するため、長寿命化計画の一部策定業務の実施を予定しております。</p>

番号	要望事項	措置状況
13	宜野座横断道路（県道）の整備促進について	<p>宜野座横断道路（仮称）については、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する広域道路ネットワークの東西骨格軸と位置づけ、漢那交差点から中川地区までの区間のルート検討を過年度に行っています。また、中川地区から恩納村喜瀬武原までの米軍基地内を通過する区域について、概略ルート案を検討しているところです。</p> <p>当該道路については、米軍基地内を通過することから、宜野座村や金武町と連携し、関係機関と調整を行っていきたいと考えています。</p>
14	城原・ギンバル横断道路事業について	<p>城原・ギンバル横断道路（仮称）の県道としての整備については、土地利用等の社会情勢や将来の交通量も勘案し、整備の必要性について検討していきたいと考えています。</p>
15	スマートインターチェンジの設置について	<p>県道 104 号線沿いへのスマートインターチェンジの設置については、現在、国において整備が進められている金武バイパス開通に伴う国道 329 号の交通渋滞緩和など、交通状況の変化を踏まえ検討する必要があると考えています。</p>
16	県立移民資料館（仮称）の誘致について	<p>移民資料館に類似する施設については、県単ハコ物事業凍結の方針やインターネットの急速な普及など状況の変化があり、平成 18 年度に一度建設計画が廃止になっています。</p> <p>加えて、県のその後の調査でも県外における類似施設においては来場者の確保が課題となっていることや、管理運営費に見合う費用対効果をあげることが厳しい状況にあるということが分かりました。</p> <p>これらの調査結果を勘案し、実現可能性を含めどのような方策があるか検討している段階であります。</p>
17	伊江港港湾整備事業の早期促進について	<p>伊江港から本部港の定期航路における平成 26 年度の運航率は約 96% であります。台風等荒天時の影響以外にも、港湾内のおねりの影響による欠航があることを認識しています。</p> <p>海上交通の安全性・安定性の向上を図るためには、その対策を講じる必要があると考えており、現在、伊江村と調整を図りながら、対策工の検討を行っているところであります。</p>

番号	要望事項	措置状況
18	伊江島空港の有効活用について	<p>伊江島空港への定期便就航に当たっては、空域制限の解除や伊江島空港を活用した観光需要予測をはじめ、受入体制のあり方、参入航空会社の意向確認等、定期便就航の実現可能性について、様々な観点から検討する必要があると考えております。</p> <p>施設整備については、定期便就航の条件が整い次第取り組みたいと考えております。</p>
19	「アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ」の根絶防除事業について	<p>県においては、不妊虫放飼と寄主植物除去により、久米島と津堅島のイモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶事業を実施してまいりました。平成25年には久米島のアリモドキゾウムシの根絶を達成したところであります。また、津堅島の両ゾウムシについても生息密度が大幅に低下しております。</p> <p>現在、根絶を効果的に進めるために、低コスト人工飼料の開発、両ゾウムシの大量増殖技術の確立や有効なモニタリング技術等の開発に取り組んでいるところであります。</p> <p>県としましては、津堅島、久米島でのゾウムシ類の根絶防除を行った後、防除地域を拡大し、関係機関と連携して、根絶防除を進めていく考えであります。</p>
20	農業農村整備事業の採択について	<p>県営かんがい排水事業については、伊江村内のミースィ・唐小堀（からこぼり）地区を平成29年度新規採択予定としております。</p> <p>団体営農地保全整備事業については、同村内の東江上第2（ひがしえうえだいに）地区を平成29年度新規採択予定としております。</p> <p>農業基盤整備促進事業については、同村内の西部西（せいぶにし）地区を平成29年度新規採択予定としております。</p> <p>県としましては、伊江村と連携し、農業農村整備事業を計画的に推進してまいります。</p>
21	修学旅行民家体験泊について	<p>貸切バスについては、平成28年4月からの新運賃・料金制度への改正により、那覇空港から遠方にあり、走行距離や使用時間が長くなる本島の北部地域への使用料金が中南部地域に比べて割高になっていると認識しておりますが、貸切バス等の運賃への助成については、他地域との均衡等を勘案し、慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>県では、地域観光協会等と連携して、バス料金の削減効果も</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>期待できる新しいモデルコースの開発とプロモーションに取り組んでいるほか、沖縄修学旅行の未実施校等に対して、北部地域への誘導にも活用できる体験ツアーの実施支援を行っております。また、教育旅行民泊の更なる振興に向けては、安全性や学習効果の向上などの、学校や保護者のニーズに対応した受入体制の整備を図ることを目的に、受入団体向けの指針の策定に取り組んでおります。</p>
22	医師確保について	<p>県では、公益社団法人地域医療振興協会に「離島・へき地ドクターバンク等支援事業」を委託し、町村立診療所に対しても医師の紹介を行っており、現在、国頭村立東部へき地診療所に対しても医師1名を派遣しているところです。</p> <p>また、県立病院での後期臨床研修による専門医の養成や自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部と連携した医師修学資金等貸与事業、平成26年度に設置した「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金」の活用により医師の確保を図っているところであります。</p>
23	空港建設について	<p>伊平屋空港の整備については、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しております。</p> <p>県は、平成17年に「伊平屋空港協議会」を設置し、空港建設に向け、伊平屋村及び伊是名村と協働で、課題解決に取り組んで来たところであります。</p> <p>平成20年度からは、環境影響評価の手続きに着手し、平成23年5月には環境影響評価書に対する知事意見の中で、「埋立回避」の意見が出されたことから、滑走路長を800mとして基本計画を見直し、現在、環境影響評価書の補正を行っているところであります。</p> <p>なお、新規事業化にあたっては、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、関係機関と協議し、早期に事業着手できるよう取り組んでいるところであります。</p>
24	運天港ターミナル施設の改善について	<p>船舶利用客の荷受け及び荷渡しを行う屋根付き施設の必要性は認識しており、平成28年度から事業に着手しております。</p> <p>旅客待合所の雨漏り被害につきましては、平成28年3月に工事着手し、6月末に完了しております。</p>

番号	要望事項	措置状況
25	基幹水利施設管理事業に代わる制度の創出について	<p>既存の基幹水利施設管理事業の要件緩和については、国から管理事業における要件緩和は認められないとの回答を受けているところであります。</p> <p>しかし、土地改良施設における維持管理軽減については、当該施設管理を行う土地改良区や対象市町村にとって重要な課題となっていることから、今後とも、その軽減へ向けた検討を行ってまいります。</p>
26	離島架橋整備の推進について	<p>伊是名・伊平屋架橋については、平成23年度に、整備の可能性について調査を実施しています。調査結果から、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが、明らかとなっています。</p> <p>このため、伊平屋村、伊是名村と連携しながら、課題克服の可能性について、調査、研究を行っているところです。</p> <p>本部・伊江間の架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、技術上及び環境上等の課題、膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えています。</p>

② 中部地区提出要望事項

番号	要望事項	措置状況
1	2級河川・比謝川水系（福地橋から下流及び与那原川）及び天願川水系（川崎川最上流部）の浸水対策について	<p>① 比謝川の福地橋から下流側2.8kmの河川整備については、当該整備区間が米軍提供施設内であることから、共同使用の申請を平成28年2月に行っております。現在、福地橋の上流部における浸水被害を軽減するため、与那原川合流点付近から福地橋までの区間について、暫定掘削を実施しており、平成29年6月末に完了する予定となっております。共同使用開始後は、早期の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>与那原川の河川整備については、比謝川合流点から約1.2kmの区間が米軍提供施設内であり、現在、早期整備に向けて、防衛省等関係機関と調整を進めているところです。</p> <p>② 川崎川については、平成28年度に、上流部の浸水被害の発生している箇所について、被害軽減に向けた暫定的な整備</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>が可能かどうかの調査を実施しているところであります。</p>
2	クルーズ船受入環境整備について	<p>中城湾港新港地区において、5年ぶりのクルーズ船寄港となった平成28年には、8回の寄港実績がありました。当該地区には、4万トンを超える大型クルーズ船寄港の打診もあることから、関係機関と調整し、船舶の航行安全性確保の検討を行っているところであります。</p> <p>県では、クルーズ船の大型化に対応するため、引き続き国と連携して港湾施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>なお、旅客施設については、中城湾港における今後のクルーズ船の寄港動向を見極めながら、必要性を検討していきたいと考えております。</p>
3	(仮称)「耐爆チャンバー」の導入について	<p>不発弾の処理につきましては、住民の安心・安全の確保を図るとともに、その負担軽減等に努めていく必要があります。</p> <p>耐爆チャンバーにつきましては、県外企業において開発が進められておりましたが、試作機の完成に伴い、平成28年1月に不発弾処理における耐爆容器動作確認等の見学会が行われております。</p> <p>また、平成29年1月17日の沖縄不発弾等対策協議会において、同方式における科学的知見・根拠に基づく検討を行うため、専門部会やワーキングチームの設置が了承されており、十分な安全性等が確認されれば、県内の不発弾処理における耐爆チャンバーの導入について図られていくと考えております。</p> <p>県としましても、早期導入に向け、関係市町村と連携しながら取り組んでまいります。</p>
4	こども医療費助成事業の拡充について	<p>こども医療費助成制度については、政策目的の変化に伴い、子どもの貧困対策の要素を加味するとともに持続可能な制度に見直すことについても検討する必要があると考えています。自己負担の見直しについても、その中で検討していきたいと考えています。</p>
5	比謝川の維持・管理について	<p>① 河口にある嘉手納漁港は、平成26年7月8日の台風8号に伴う豪雨により、上流からの土砂が泊地及び航路に堆積する被害を受けました。このため、県では、災害査定を受け、</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>10月下旬から復旧工事に着手しており、平成27年4月末に工事が完了しております。この工事では、災害分と併せ、徐々に堆積した維持管理分の土砂も浚渫しており、航行の障害は改善されております。</p> <p>今後、漁港に堆積した土砂の浚渫については、これまでと同様に県（漁港管理者）が必要に応じて対応します。</p> <p>② 比謝川河口部の護岸工事は、整備延長約80mの内、約40mを平成29年3月契約し、平成29年12月完成を目標に整備を進めております。残りの部分については、先行工事の進捗を勘案し、早期に整備完了できるように取り組んでいきたいと考えております。</p>
6	<p>「西原バイパス（仮称）の早期事業化」について</p>	<p>沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、道路整備を重点的に取り組むとしており、国の整備する道路についても、早期整備を要請しています。</p> <p>県においても西原バイパス（仮称）の必要性を認識していることから、平成28年10月に県並びに北中城村、中城村、西原町及び与那原町で構成します国道329号西原バイパス整備促進協議会を設立し、当該道路の早期の事業化を要請しているところであります。</p>
7	<p>南西石油閉鎖問題について</p>	<p>南西石油については、昨年末に親会社がペトロプラスから愛媛県で製油所等を運営する太陽石油へ代わり、今後は同社が石油製品の供給を担うことにより、安定供給は維持されるものと認識しております。</p> <p>また、県では、従業員の安定雇用のため、県・労働局等で構成される「緊急雇用問題連絡会議」を開催し、「総合的再就職支援プログラム」の策定を行い、同プログラムに沿って、南西石油への出張相談窓口の設置や離職者受入企業に対する各種助成金の案内、さらには関係団体が連携して沖縄県経営者協会への求人確保の要請を行いました。</p> <p>今後は、ハローワークやグッズジョブセンターおきなわに登録した離職者に対して個別支援を行い安定雇用の実現を図ってまいります。</p>
8	<p>比謝川・長田川の氾濫対策について</p>	<p>平成26年7月の台風8号の記録的な豪雨による国道58号冠水被害について、県は、比謝川下流の氾濫シミュレーションを</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>実施し、比謝川下流堰が今回豪雨による氾濫に影響していることを確認しました。</p> <p>そのため、企業局、嘉手納町、読谷村等の関係機関と堰の撤去を前提に調整しているところです。</p>
9	<p>(仮称) 沖縄読谷線について</p>	<p>沖縄—読谷間をつなぐ道路については、嘉手納弾薬庫地区を通過し読谷地域と沖縄自動車道を結ぶ道路と認識しています。</p> <p>しかしながら、当該地区が日米で合意された返還予定地に含まれないことから、現時点では都市交通マスタープラン等への位置づけは困難な状況です。</p>
10	<p>県道 29 号線拡幅工事について</p>	<p>県道 29 号線（那覇北中城線）については、第一安谷屋交差点や北中城インターチェンジ出入口の交差点が主要渋滞箇所に含まれることから、対策が必要であると認識し、様々な対策案を検討しているところです。</p> <p>当該道路の拡幅整備については、広域道路網の観点からの整備の必要性や、整備効果などについて、今後、調査・検討していきたいと考えています。</p>
11	<p>宜野湾横断道路の早期整備について</p>	<p>宜野湾横断道路については、普天間飛行場の跡地利用に不可欠な道路であるとともに、広域道路網の拡充を図るため、重要な幹線道路であると認識しています。そのため、当該路線の整備にあたっては、返還計画の進捗等を踏まえる必要があると考えています。</p>
12	<p>生活困窮者自立支援法における「子どもの学習支援事業」の充実について</p>	<p>現在、県内の多くの自治体においては、貧困による教育格差や世代間の貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の児童・生徒を対象に学習支援を実施しております。</p> <p>生活困窮者自立支援法により実施されている子どもの学習支援事業については、国庫補助率 2 分の 1 が事業実施自治体の大きな負担となっていることから、県が平成 28 年度に設置した「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」により、一定の条件の下で、自治体負担分の一部を助成できることとなっております。</p> <p>また、国庫補助率の引き上げについては、県は、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業と同等の補助率に見直すよう国に対し要望しております。</p>

③ 南部地区提出要望事項

番号	要望事項	措置状況
1	<p>南部の公共交通網（鉄軌道を含む）の整備について</p>	<p>県は、沖縄21世紀ビジョンで示された「沖縄の将来の姿」の実現や陸上交通の現状の課題解決の観点から、県土の均衡ある発展、中南部都市圏の交通渋滞緩和、県民及び観光客の移動利便性の向上などを図ることを目的に、広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市である名護を1時間で結ぶ鉄軌道とバス等のフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組んでおります。</p> <p>構想段階における鉄軌道計画案づくりにおいて、鉄軌道の検討とあわせて、フィーダー交通ネットワークのあり方として、鉄軌道と各地域の効率的な結び方について検討を行ったところであります。</p> <p>具体的なフィーダー交通ネットワークでは、構想段階終了後の計画段階において、駅位置等を踏まえ検討を行うこととしており、その検討にあたっては、各地域における既存路線や交通システムの現状や課題等について整理を行った上で、路線や交通システムのあり方について地域と協働で検討を行っていきたいと考えております。</p>
2	<p>慰霊碑・戦争遺構等の保存方策の確立について</p>	<p>慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立されており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者の責任において行うべきであると考えております。</p> <p>しかし、各団体等が建立した慰霊塔（碑）の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない課題が顕在化していることから、県では、「慰霊塔（碑）管理のあり方検討協議会」を開催し、関係市町村、関係団体等と連携しながら、慰霊塔（碑）の維持管理について、検討をまいりました。</p> <p>これらの慰霊塔（碑）は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであることから、県では平成27年8月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請しております。</p> <p>今後も、国や市町村、関係団体等と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>避難壕などの戦争遺跡については、平成22年度から26年度にかけて沖縄県戦争遺跡詳細確認調査を実施し、報告書を刊行</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>しております。本事業では、県内に所在する 1,077 件の戦争遺跡から 145 件をピックアップして測量などの詳細調査を行い、戦争遺跡の全体像を理解するための体系化も行いました。</p> <p>これまでの成果を踏まえ、指定基準や考え方を整理し、指定候補を絞り込んだ段階で、市町村に対して県指定の申請を促す予定としています。</p> <p>一方で、戦争遺跡の保全については、市町村による文化財指定等の取り組みが非常に重要となることから、市町村の取り組みに対し、可能な支援を行っていきたいと考えております。</p>
3	<p>国が定める保育利用者負担金（保育料）における「地域区分」の設定について</p>	<p>国が定める利用者負担（保育料）については、保護者の負担軽減のため、市町村において保育料軽減を行っていることを踏まえ、更なる利用者負担（保育料）の軽減が図られるよう九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して国に要望しております。</p>
4	<p>都道府県による安定的かつ効率的な国民健康保険制度運営の早期実現について</p>	<p>市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、増え続ける医療費に対し、十分な保険税収入の確保が困難であるという構造的な課題を抱えております。</p> <p>医療保険制度については、平成 27 年 5 月に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村国保の財政基盤の強化を図るため公費を拡充するとともに、平成 30 年度から、都道府県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、県と市町村の適切な役割分担の下、共同して国保事業運営を行うこととなっております。</p> <p>県としましては、新制度移行に向け、県・市町村等で構成する「沖縄県国民健康保険広域化等連携会議」及び同作業部会を活用し、市町村と連携して、国保事務の標準化・効率化・広域化に取り組んでまいります。</p>
5	<p>糸満漁港施設の早期整備と地方卸売市場の当漁港への早期再開について</p>	<p>県は、平成 27 年度に高度衛生管理型荷捌施設の基本設計を完了し、平成 28 年度は、県、関係市町村及び団体が構成する「糸満新市場建設ワーキングチーム」を 5 回開催し、市場関連施設の配置計画及び水産物一次加工処理施設の基本設計を実施しております。</p> <p>県としましては、地方卸売市場の早期再開に向け、今後も関係機関団体と連携し取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	措置状況
6	<p>南部東道路の建設促進及び那覇空港自動車道への直接乗り入れについて</p>	<p>南部東道路については、南風原南インターチェンジから南城市つきしろまでの約 8.3 km について、平成 23 年度から事業に着手しているところです。</p> <p>現在、玉城船越から佐敷新里間 2 km について、鋭意取り組んでおり、平成 29 年度末の供用を目指しております。全区間については、平成 30 年代前半の暫定 2 車線供用に向け、鋭意事業を推進しているところです。</p> <p>南部東道路のつきしろインターチェンジから知念インターチェンジまでの約 4 km の延伸については、地形条件が厳しいこと、また、一部地滑り地帯があることから、詳細な検討が必要となっています。今後、当該区間の事業化については、現在事業中の区間の進捗状況を踏まえながら、南城市とも連携し、検討していきたいと考えています。</p> <p>那覇空港自動車道への直接乗り入れについては、合流部の交通安全や費用対効果、多大な予算の確保など、様々な課題があることから、これら課題の克服に向け、調査・検討を行うとともに、関係機関と意見交換を行っているところです。</p>
7	<p>沖縄西海岸道路（国道 331 号糸満道路・豊見城道路）の早期完成について</p>	<p>沖縄西海岸道路の豊見城道路及び糸満道路については、国において整備が進められています。</p> <p>豊見城道路が平成 28 年 3 月、糸満道路が平成 29 年 3 月に 4 車線で開通されました。</p>
8	<p>国道 331 号（豊見城市名嘉地・糸満市真栄里間）の早期拡幅整備について</p>	<p>豊見城道路及び糸満道路のバイパス現道区間にあたる当該区間については、平成 28 年度末に県へ移管されました。</p> <p>豊見城市名嘉地から糸満市兼城までの区間については、平成 29 年度に事業に向け、また、糸満市兼城から糸満市真栄里までの区間については平成 30 年度の事業化へ向け取り組んでいるところであります。</p>
9	<p>国道 507 号の早期整備について</p>	<p>国道 507 号の八重瀬町東風平から具志頭までの八重瀬道路については、平成 33 年度の完成供用を目指し、鋭意事業を推進しているところです。</p>
10	<p>主要地方道糸満・与那原線の早期整備について</p>	<p>糸満与那原線の糸満ロータリー付近から国道 331 号糸満道路に接続する区間につきましては、平成 31 年度完成を目指し、鋭意事業を推進しているところであり、また、電線類地中化等</p>

番号	要望事項	措置状況
		を含む景観に配慮した整備を行うこととしています。
11	県道糸満・具志頭線（外郭線）の早期整備について	<p>糸満具志頭線については、照屋入口から市営真謝原団地までの区間約 1.1 km について、平成 29 年度の完成に向けて整備を進めているところです。</p> <p>国道 331 号兼城交差点から糸満与那原線照屋入口までの区間については、整備中の区間や糸満与那原線の進捗状況を踏まえるとともに、市道安波根兼城線の整備と整合を図りながら、検討していきたいと考えています。</p>
12	県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について	<p>(1) 県道 68 号線から市道 25 号線までの区間約 980m については、平成 30 年度の完成供用を目指し、整備を進めているところです。</p> <p>(2) 県道東風平豊見城線の上田交差点から八重瀬町東風平までの区間については、これまでに概ねの計画ルートを決定しており、平成 29 年度に予備設計を行い、その後、事業化に向けて取り組んでいきます。</p> <p>(3) 当該道路の南城市大里までの延伸については、南部圏域で進められている、那覇空港自動車道、南部東道路及び国道 507 号等、主要幹線道路の整備に伴う、交通量の変化を踏まえ、検討していきたいと考えています。</p>
13	県道 52 号線並びに県道 131 号線の早期整備について	<p>(1) 県道 52 号線の八重瀬町富盛交差点から新城までの一部区間においては、用地交渉難航等により、歩道未設置や歩道狭小区間があります。</p> <p>当該箇所の整備にあたっては、地権者の同意が必要なため八重瀬町とも調整しながら取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>(2) 要望箇所は、現在片側歩道として整備されています。今後、対面側の歩道整備については、交通量や歩行者の道路利用状況を勘案しながら検討していきたいと考えています。</p>
14	「平和の道線」の早期事業推進について	<p>糸満市山城から同市真栄里までの約 7.8 km 区間の平和の道線（糸満与那原線）については、平成 30 年代前半の完成供用を目指し、鋭意事業を推進しているところです。</p> <p>当該道路の平和祈念公園までの延伸整備については、事業中区間の完成供用後の交通状況を踏まえ、検討していきたいと考</p>

番号	要望事項	措置状況
		えています。
15	県管理道路の植樹帯等の維持管理について	<p>平成 28 年度の植栽管理費については、県単道路維持費を増額して除草回数を増やすなど雑草対策に取り組んでいるところです。</p> <p>あわせて、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業を実施し、道路ボランティア団体による植栽管理を拡充するなど、効率的な道路の美化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成 26 年度から取り組んでいる「沿道景観の技術研究開発検討委員会」で検討している雑草抑制効果のある植物を活用した防草技術や除草剤使用等により、効率化を図っていく予定であります。</p>
16	那覇空港自動車道（小禄道路）の整備推進と瀬長島交差点の早期整備について	<p>瀬長島交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出した主要渋滞箇所に含まれており、那覇空港自動車道小禄道路の整備を行っている国においては、平成 27 年度に交差点改良工事を行ったところです。</p>
17	バス停への上屋等の設置について	<p>県においては、公共交通の利便性を向上させるため、平成 25 年度から、低床バス対応のための歩道改良と合わせて、バス停上屋やベンチの設置を行っております。</p> <p>これまでに、20 基のバス停上屋を整備しており、今後とも、計画的に整備を進めていく考えであります。</p> <p>基幹バスシステムの導入に向け、国道 58 号久茂地交差点から国道 330 号コザ十字路までの区間を対象に、バス停標識のグレードアップを平成 26 年度から実施しております。また、上屋が設置可能な箇所については、道路管理者及びバス事業者との協議を踏まえ、上屋等の設置を進めてまいりたいと考えております。</p>
18	信号機の設置について	<p>平成 28 年度の信号機の設置については、要請された箇所の交通事故発生状況、事故形態、交通量等について調査・検討した上で、信号機以外の交通安全施設では交通事故抑止が困難と考えられるなど、その優先度の高い場所として 3 機の信号機を設置したところです。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>○ 平成 28 年度南部地区信号機設置箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南城市 福原バス停交差点信号機 ・ 浦添市 勢理客（東）交差点信号機 ・ 豊見城市 渡橋名（座安小学校東）交差点信号機
19	特別支援教育への財政措置について	<p>公立小中学校等施設におけるバリアフリー化については、国の補助制度等を活用して整備が進められているところです。</p> <p>県としましては、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会を通し、国に対して補助率の拡充や補助対象の下限額の緩和などを図るなど、更なる財政措置の拡充を求めているところであります。</p>
20	こども医療費助成事業の拡充について	<p>こども医療費助成制度については、政策目的の変化に伴い、子どもの貧困対策の要素を加味するとともに持続可能な制度に見直すことについても検討する必要があると考えています。年齢拡大についても、その中で検討していきたいと考えています。</p>
21	「耐爆チャンバー」の導入について	<p>不発弾の処理につきましては、住民の安心・安全の確保を図るとともに、その負担軽減等に努めていく必要があります。</p> <p>耐爆チャンバーにつきましては、県外企業において開発が進められておりましたが、試作機の完成に伴い、平成 28 年 1 月に不発弾処理における耐爆容器動作確認等の見学会が行われております。</p> <p>また、平成 29 年 1 月 17 日の沖縄不発弾等対策協議会において、同方式における科学的知見・根拠に基づく検討を行うため、専門部会やワーキングチームの設置が了承されており、十分な安全性等が確認されれば、県内の不発弾処理における耐爆チャンバーの導入について図られていくと考えております。</p> <p>県としましても、早期導入に向け、関係市町村と連携しながら取り組んでまいります。</p>
22	特別弔慰金請求事務に対する国の助成制度の確立について	<p>第十回特別弔慰金請求事務に対する市町村への助成につきましては、平成 27 年度から厚生労働省内示に基づく予算の範囲内において、特別弔慰金の支給にかかる事務を処理する市町村に対して交付しているところであります。</p>

番号	要望事項	措置状況
23	離島航路補助事業費の拡充について	<p>離島航路の確保・維持のため、県は、国、市町村及び航路事業者との協議で決定した沖縄県離島航路確保維持計画に基づき、国及び市町村と協調して運航に伴い生じた欠損額を補助しております。</p> <p>県としましては、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持のためには、今後とも、国、県及び市町村が適切な役割分担の下で連携して支援していくことが重要であると考えております。</p> <p>なお、欠損額から国庫補助を除いた額の3分の2を県、3分の1を市町村が補助しておりますが、市町村補助の8割について、特別地方交付税による補填がされております。</p>
24	高速大容量通信回線（F T T H網）の整備について	<p>(1) 中継伝送路の整備については、平成25年度から28年度にかけて、「離島地区情報通信基盤整備推進事業」を実施し、平成28年10月末に完成しております。この事業により、沖縄本島と南部離島町村が海底光ケーブルで結ばれ、高速大容量かつ2ルート化された中継伝送路が完成し、超高速ブロードバンド環境の整備が可能となりました。</p> <p>そのため、平成28年度から、離島・過疎地域の15市町村を対象に、陸上部における光ケーブルを敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施しております。</p> <p>(2) 久高島を含む小規模離島等における超高速通信サービスの整備については、様々な課題があるため、平成28年度において需要見込みや整備手法等の調査を実施したところであります。</p> <p>今後は、調査結果の分析・整理を行い、詳細な調査の必要性も含め、島毎の最適な整備のあり方を検討し、関係市町村及び通信事業者と協議を進めていきたいと考えております。</p>
25	情報通信の格差是正について	<p>県では、平成28年度から、陸上部における光ケーブルを敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施しており、座間味村については平成28年度11月補正予算により前倒して整備に着手したところであります。</p> <p>南北大東島の整備については、中継伝送路を含め様々な課題があるため、平成28年度において需要見込みや整備手法等の調査を実施したところであり、今後、調査結果の分析・整理を行い、詳細な調査の必要性も含め整備のあり方を検討し、関係</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>市町村及び通信事業者と協議を進めていきたいと考えております。</p>
26	<p>廃棄物処理困難物の回収ルートについて</p>	<p>離島地域における一般廃棄物の処理については、廃棄物処理施設の規模が小さくスケールメリットを得られにくいこと、また、処理できない廃棄物を沖縄本島や他県まで海上輸送し処理せざるを得ないことなどから、廃棄物の処理コストが割高となる状況があります。</p> <p>そのため、県では、平成 25 年度から 27 年度にかけて、複数の離島市町村が連携して一般廃棄物を処理するとともに海上輸送費の低減化を図る「ごみ処理広域化」の調査を行い、関係市町村等に提言をしたところです。</p> <p>離島地域における産業廃棄物の処理については、処理業者の経営基盤が弱く、産業廃棄物処理施設の数や規模が十分でないことから、スケールメリットを得られにくいこと、また、処理できない廃棄物を他の市町村や沖縄本島などへ海上輸送し処理せざるを得ず、廃棄物の処理コストが割高となるなど、適正処理の確保が課題となっております。</p> <p>そのため、県では、輸送方法の効率化の検討や、事業者の組合設立による廃棄物の一括搬出などについて取り組んできたところです。</p> <p>今後は、これまで調査した離島地域の状況を踏まえて、平成 29 年度から「離島廃棄物適正処理促進事業」を実施し、産業廃棄物も含めた処理困難物について、処理の効率化、合理化、費用の低減化を図る方策について検討するとともに、沖縄県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金を活用した施設整備についても周知を行ってまいります。</p>
27	<p>水道事業について</p>	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、平成 26 年 11 月に県、県企業局、沖縄本島周辺離島 8 村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村）の 3 者において「水道用水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結し、平成 33 年度までに本島周辺離島 8 村の水道広域化を実施する予定であります。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>今後は、県と関係市町村において課題の抽出や認識の共有を図り、広域化に向けた具体的な取組の検討を行うこととしております。</p>
28	<p>那覇港泊埠頭の整備及び港湾機能再編計画の見直しについて</p>	<p>要望事項について、那覇港管理組合は、泊ふ頭を利用する関係7町村と「泊ふ頭整備に関する調整会議」を設置し検討を行ってきたところであります。それぞれの検討結果は以下のとおりとなっております。</p> <p>① 那覇港管理組合は、現状においても岸壁背後の施設用地が狭いことから、とまりんからのボーディングブリッジを設置するとさらに手狭になるため、ボーディングブリッジは設置せず、ふ頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことです。</p> <p>② 那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、可動橋は設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討することです。</p> <p>③ 那覇港管理組合は、現在の渡嘉敷・座間味高速船乗り場の箇所では、水域が狭く浮き栈橋の設置は困難とのことです。 安里川の河口に位置する2号物揚場の箇所については、スペース的には浮き栈橋の設置が可能とのことですが、現在利用している観光船との係留場所の調整や荒天時の対策、さらに河川管理者との協議等の課題があり、那覇港管理組合は関係者や利用者との調整を行い検討することです。</p> <p>④ 那覇港管理組合は、陸上電力供給施設の整備について、平成28年度に着手しており、平成29年度内の完成を目指して取り組んでいるとのことです。</p> <p>⑤ 那覇港管理組合は、「とまりん」から「泊ふ頭北岸」の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、平成30年度の完成を目指しているとのことです。</p> <p>⑥ 那覇港管理組合は、現在、那覇港港湾計画の改訂に向け、「那覇港長期構想検討委員会」を設置し、将来の那覇港のあり方を議論しているところです。 泊ふ頭を拠点とする周辺離島フェリーを那覇ふ頭に集約する既定の計画について、那覇港管理組合は、泊ふ頭を利用する7町村の意向を踏まえ、周辺離島航路は引き続き泊ふ頭を利用する方針に見直し、平成27年3月26日に開催した第3</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>回の長期構想検討委員会に提案したとのことです。</p> <p>今後は、同委員会における議論を踏まえ、那覇港港湾計画改訂の中で、周辺離島拠点ゾーンを含め、港湾空間の利用計画を決定していくとのことです。</p>
29	<p>フェリーニュー久米島の代替船建造費に対する財政支援について</p>	<p>県では、離島の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造又は購入費を補助する離島航路運航安定化支援事業を実施しております。</p> <p>県、関係市町村及び航路事業者で構成する沖縄県離島航路確保維持改善協議会において、平成24年度から平成33年度までの更新対象となる船舶16隻を位置づけた沖縄県離島航路船舶更新支援計画を策定し、平成28年度までに8航路の船舶更新が完了しております。</p> <p>本事業では、離島地域の中でも特に定住条件の厳しい「小規模離島」の赤字航路を対象としております。</p> <p>久米島～渡名喜～那覇航路は、「那覇～久米島」及び「那覇～渡名喜島」の2航路で構成されており、「那覇～渡名喜島」の航路を対象として、平成26年度にフェリーの購入支援を行ったものであります。</p> <p>他方、久米島は、島内に高校や中核病院があることから、小規模離島ではなく、要件に該当しないため、「那覇～久米島」の航路について支援対象とすることは困難であります。</p> <p>なお、久米島～渡名喜～那覇航路において欠損が生じた場合には、国・県・市町村協調の運営費補助により支援することとなります。</p>
30	<p>南・北両大東空港の照明設備の整備促進について</p>	<p>南北大東空港における常設の夜間照明の整備については、夜間急患搬送の安全性を高め、離島住民の安全・安心を確保する目的で、平成27年度から整備に着手し、早期の供用開始に向け、整備を推進しているところであります。</p>
31	<p>南・北大東空港待合室の拡張整備について</p>	<p>南・北大東空港については、待合室の拡張工事に向け、平成28年度は実施設計に着手し、早期の待合所拡張整備の完成を目指して取り組んでおります。</p>
32	<p>高速船代替船建造支援について</p>	<p>県では、離島の定住条件の整備を図るため、小規模離島の赤字航路に就航する船舶の建造又は購入費を補助する離島航路運</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>航安定化支援事業を実施しております。</p> <p>県、関係市町村及び航路事業者で構成する沖縄県離島航路確保維持改善協議会において、平成24年度から平成33年度までの更新対象となる船舶16隻を位置づけた沖縄県離島航路船舶更新支援計画を策定し、平成28年度までに8航路の船舶更新が完了しております。</p> <p>当該計画では、1航路につき1度、原則としてフェリーの更新支援としており、渡嘉敷航路については、平成25年度にフェリーの購入支援を行い、座間味航路については、平成27年度から平成28年度にかけて、フェリーの建造支援を行ったところであります。</p> <p>県としましては、当該計画に基づき、残りの8航路の船舶更新を着実に進めていくことが重要と考えておりますが、沖縄県離島航路確保維持改善協議会で決定された船舶更新を確実に行った上で、代替手段としての航空路がない航路における高速船の買取支援については、予算の確保や事業の進捗状況を確認の上、検討したいと考えております。</p>
33	土砂災害等の防止対策事業の推進について	<p>武富ハイツ北側の斜面一帯は、過去に県と糸満市が崩壊防止対策等の工事を実施した区域であります。近年、その一部区域において斜面の変状が見られます。</p> <p>県では、これまでも現地調査を実施し、必要な維持補修工事を行ってきたところあります。</p> <p>また、県が施工した箇所については、平成27年度より急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業に着手しており、平成29年度から老朽化した施設の更新工事を実施します。</p> <p>潮平地区の地すべり危険箇所についても、現在、変状調査を平成27年度より実施しているところであり、調査結果を踏まえ、事業化の検討を行うこととしております。</p>
34	沖縄戦跡国定公園内八重瀬町具志頭海岸一帯の整備について	<p>沖縄戦跡国定公園内の八重瀬町具志頭地域については、これまで公園事業として、休憩所3棟、公衆便所2棟、車道、歩道及び駐車場等の整備を行っているところです。</p> <p>また、平成27年度から平成29年度にかけて、老朽化した休憩所1棟の設計業務と建て替え工事を行うこととしております。</p> <p>展望台や遊歩道の整備については、他地域の公園施設の老朽化等の状況を踏まえつつ検討してまいります。</p>

番号	要望事項	措置状況
35	県道糸満与那原線のバイパス整備について	与那原町字与那原と南城市大里方面を結ぶ糸満与那原線バイパスの整備については、平成28年度から、概略ルート等について調査・検討を行っているところであります。
36	那覇－久米島間の航空運賃の低減について	<p>県では、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、割高な交通コストを低減し、離島住民の負担軽減を図るため、平成24年度から「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施し、航空路では新幹線並み運賃が実現されております。</p> <p>また、病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減しております。</p> <p>さらに、那覇－久米島の航空路線につきましては、地域の活性化を図る実証実験（通称「球の島交流促進事業」）として、平成27年5月から、交流人口も新たに対象とし、約1.5割の運賃低減を図っております。</p> <p>今後、実証実験における成果を踏まえ、久米島町の活性化を図る新たな取組などについて検討する必要があると考えております。</p>
37	沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館（仮称）の設置について	<p>沖縄県平和祈念資料館は、全戦没者の追悼と恒久平和の祈念、平和の発信と創造、平和教育の場としての役割を担っております。</p> <p>沖縄戦当時は、全市町村が戦禍に巻き込まれ、被害を受けましたが、現資料館において沖縄戦の実相と教訓を継承することを目的に、各地から沖縄戦に関する資料が集められております。</p> <p>このことから、現状どおり、沖縄県平和祈念資料館へ機能を集約させることで、県内外に平和を発信する拠点としての役割を果たせるものと考えます。</p>
38	航空機の定期運行について	<p>粟国－那覇の航空路線については、琉球エアークommuterが撤退後、第一航空による不定期運航となっております。</p> <p>しかしながら、平成27年8月28日に起きた粟国空港での事故の影響により、現在、運休中であります。</p> <p>県としましては、那覇－粟国の航空路線の確保は重要であると考えていることから、同路線の定期運航について、引き続き、航空会社に働きかけていきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
39	フェリー運賃の低減 (対象拡大) について	<p>県では、離島の定住条件の整備を図るため、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しています。</p> <p>同事業は、離島住民が、生活に必要な不可欠な航路を頻繁に利用する場合、割高な船賃であると負担が大きいことから、運賃の低減を図っております。</p> <p>なお、同事業では、小規模離島において、地域の活性化を図るため、例外的に交流人口の航空運賃を約3割低減しておりますが、航路については、航空路に比べ、運賃が低廉で負担が少ないと考えられることなどから、交流人口の運賃低減を行っておりません。</p>
40	農畜産物集出荷貯蔵施設整備について	<p>南大東村では、基幹作物であるさとうきびを中心に、かぼちゃなどが栽培されており、さとうきびとの輪作体系を推進しています。</p> <p>県としましては、農畜産物集出荷貯蔵施設の整備について、補助事業の採択要件等を踏まえ、南大東村や関係機関等と検討しているところです。</p>
41	北大東港北地区への船溜まり場の整備について	<p>現在、北大東村では南大東漁港（北大東地区）が整備中であり、このような状況を踏まえ、北地区の小型船溜まりの更なる整備については、その必要性について検討していきたいと考えております。</p>

④ 宮古地区提出要望事項

番号	要望事項	措置状況
1	下地島空港と周辺残地の利活用促進について	<p>県では、下地島空港周辺公有地の有効活用を図る指針として、平成元年に「下地島土地利用基本計画」を策定しており、当該計画について、平成10年に第一次改定、平成24年に土地利用ゾーン面積配分の相互調整を行ってまいりました。</p> <p>また、平成26年度に「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」を策定し、利活用候補事業の提案者と事業実施条件に関する協議を行ってきたところであります。</p> <p>協議の結果、平成29年3月に、「航空パイロット人材育成事業」を提案する株式会社FSO及び「国際線等旅客ターミナルの整備運営事業」を提案する三菱地所株式会社と基本合意書を締結し、併せて「利活用実施計画」を策定しました。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>引き続き、今回決定した利活用事業及び実施計画が円滑に推進されるよう、関連する公共施設の整備等に取り組むとともに、伊良部架橋による社会・経済環境の変化等と「下地島土地利用基本計画」の整合性を勘案しつつ、宮古島市と連携を図りながら基本計画の見直し検討に取り組み、宮古圏域はもとより本県全体の発展に繋がるよう、下地島空港及び周辺用地のさらなる利活用の拡大に取り組みます。</p>
2	<p>超高速ブロードバンド環境の早期整備について</p>	<p>県は、平成 28 年度から平成 32 年度にかけて、離島・過疎地域の 15 市町村を対象に、陸上部における超高速ブロードバンド環境を整備する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施しております。</p> <p>宮古島市については、平成 29 年度の着手を予定しており、今後も市と連携を図りながら、計画的に整備を推進していきたいと考えております。</p>
3	<p>平良港における漲水地区再編事業の推進について</p>	<p>県は、平良港における、大型化するコンテナ船とクルーズ船に対応した漲水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業の推進について、沖縄県港湾協会が毎年行っている要請活動の中で宮古島市と一体となって国に働きかけていくことにしております。</p>
4	<p>宮古地区国営造成施設応急対策事業の支援について</p>	<p>県では、平成 28 年 5 月 11 日に宮古島市長から「宮古地区施設応急対策事業の実施に係る申出書」を受け、平成 28 年 5 月 16 日付けで事業申出書を国に提出しております。</p> <p>国においては、当該事業の平成 29 年度採択に向けて、事業計画書策定に取り組み、平成 28 年 8 月に平成 29 年度概算要求を行っております。平成 28 年 12 月には、当該事業を含む平成 29 年度農村振興関係予算が閣議決定され、平成 29 年 3 月 27 日に、国会承認を経て事業採択となっております。</p> <p>県としましては、今後も事業の円滑な着手が図られるよう、宮古島市、宮古土地改良区と連携して、事業の早期導入を国に働きかけてまいります。</p>
5	<p>独立行政法人種苗管理センターの宮古島市への誘致について</p>	<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター沖縄農場は、さとうきびの優良な種苗の生産および普及を促進するため、沖縄県知事の要請を受けて農林省沖縄さとうきび原種農場として昭和 53 年に設立されております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>宮古島市への種苗管理センター分室の誘致については、平成28年7月29日に要請の趣旨等について種苗管理センターに説明し、宮古島市の意向を伝えたところであります。</p>
6	<p>県営宮古広域公園の早期整備について</p>	<p>(仮称)宮古広域公園については、基本設計及び環境影響評価方法書作成に取り組んでいるところであり、引き続き宮古島市と連携しながら、早期の整備実現に向けて取り組んでまいります。</p>
7	<p>中央児童相談所・宮古分室の早期設置について</p>	<p>県においては、平成27年に発生した児童虐待死亡事件に係る「児童虐待死亡事例検証報告書」の提言を踏まえ、関係機関と協議を行う等、検討を進めてきた結果、平成29年4月に中央児童相談所宮古分室を設置することとしました。</p> <p>今後は、宮古島市や児童家庭支援センター「はりみず」等、関係機関と適切な役割分担と連携を図り、宮古地域における児童相談支援体制の更なる強化を進めてまいります。</p>
8	<p>天然ガス資源の有効活用へ向けた支援について</p>	<p>平成24年度に開始した「天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業」では、宮古島市城辺保良において、掘削深度2,437mの試掘を実施し、天然ガスの産出を確認しました。</p> <p>完成した試掘井については、市と連携し、その具体的な利活用の検討を進めているところであり、円滑な利活用が図られるよう、鉱業権及び試掘井の譲渡等に向け、引き続き連携してまいります。</p>
9	<p>「宮古島バイオエタノールプロジェクト」の事業化の支援について</p>	<p>平成24年度から平成26年度にかけて、「離島地域エネルギー自給高度化支援事業」を実施し、バイオエタノール生産過程で排出される蒸留残渣液などの高付加価値化研究開発に支援を行いました。その成果として、液体肥料の開発・登録に至り、バイオエタノールの生産コストの低減に資する支援ができたものと考えております。</p> <p>また、県では、温暖化対策として「バイオマスの利用」を促進しているところであり、本プロジェクトの事業化支援については、近年の技術開発や社会情勢等を踏まえながら、バイオエタノールの新たな利用等も含めて、宮古島市と意見交換していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
10	家畜伝染病予防法に基づく動物検疫上の早期指定港化および水際防疫対策の強化について	<p>宮古島市においては、クルーズ船の入港が急激に増加したことから、農林水産省へ家畜伝染病予防法に基づく指定港化の要請を行い、平成28年11月1日に平良港が指定港に認定されております。平良港の指定港化により、クルーズ船入港時には、動物検疫所の家畜防疫官が対応し、水際検疫の強化が図られております。</p> <p>なお、空港については、国際線受入機能が未整備のため、市へ協力依頼し、靴底消毒が実施されております。</p> <p>空港の条件が整い次第、指定港化を進めていきたいと考えております。</p>
11	子宮頸がんワクチン接種後の症状に対する支援について	<p>ワクチン接種後の副反応被害については、予防接種法等の救済制度に基づき、国等から医療費並びに医療手当の給付が行われております。</p> <p>また、県では保健医療部と教育庁に相談窓口を設置し、副反応患者や保護者の生活支援、学習支援等の相談に対応しております。</p> <p>さらに、協力病院等での受診を必要とする離島の患者や同伴者に対して、渡航費等の経済的負担の軽減を図るため、平成29年度から「離島患者等支援事業」を実施することとしております。</p>
12	農業農村整備について	<p>多良間村の一部の農地は、土層が薄いため、農地整備事業の区画整理地区内の土層のみで十分な土層を確保することが困難な場合があります。</p> <p>県では、今後、多良間村内で農地整備を予定している各地区の土層厚を平成29年度に調査し、土層の厚い地区から薄い地区へ客土する方法など、その可能性を調査検討してまいります。</p>
13	貯水池の修繕について	<p>補助事業で整備した貯水池の管理については、法令等に基づき事業実施主体の多良間村が、必要に応じて修繕、改築等を適切に行うこととなっております。</p> <p>貯水池の改善については、一定の要件を満たすことで農業農村整備事業を活用して水源整備の一環として取り組める可能性があります。</p> <p>現在、多良間村において国が水源整備のための調査を行っているため、貯水池の改善のための事業導入にあたっては、水源整備の考え方について国と調整する必要があります</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>県としましては、当該貯水池の改善について、多良間村及び国と連携して適切に対応してまいります。</p>
14	離島における産業廃棄物の処理について	<p>離島地域における産業廃棄物の処理については、処理業者の経営基盤が弱く、産業廃棄物処理施設の数や規模が十分でないことから、スケールメリットを得られにくいこと、また、処理できない廃棄物を他の市町村や沖縄本島などへ海上輸送し処理せざるを得ず、廃棄物の処理コストが割高となるなど、適正処理の確保が課題となっております。</p> <p>そのため、県では、輸送方法の効率化の検討や、事業者の組合設立による廃棄物の一括搬出などについて取り組んできたところです。</p> <p>今後は、これまで調査した離島地域の状況を踏まえて、平成29年度から「離島廃棄物適正処理促進事業」を実施し、処理の効率化、合理化、費用の低減化を図る方策について検討するとともに、沖縄県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金を活用した施設整備についても周知を行ってまいります。</p> <p>農業用廃棄プラスチックの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、農家自ら行うことが義務づけられております。</p> <p>しかしながら、農家個々の排出量が少なく、圃場が分散していることから、農家の努力のみでは限界があるため、県段階の「沖縄県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会」を設置し、県内外の優良事例調査、研修会の開催等を行い、適正処理の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、県段階の活動を通じて、多良間村での農業用廃プラスチックの効果的な処理、管内農業者への啓発を図ってまいります。</p> <p>沖縄県内漁港における放置艇対策については、平成27年7月に県が策定した「沖縄県県管理漁港放置艇5カ年計画」に基づき、所有者が確定している廃船については、個人財産であることから、所有者の責務において処分を指導し、所有者が不明または死亡した放置艇は、処理能力等を確認の上、県管理漁港の管理者である県が処理することとしています。</p> <p>また、離島からの運搬費用については、各離島から沖縄本島、宮古島、石垣島までの運搬費助成について、関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
15	小規模離島医療の充実について	<p>県は、離島及びへき地における医療従事者の確保を図るため、医師につきましては、琉球大学医学部地域枠及び自治医科大学での医師の養成並びに県内外の医療機関からの医師の派遣及び代診医の派遣を行っております。</p> <p>また、看護師につきましては、看護職員の確保が困難な施設で就業しようとする者への修学資金の貸与、ナースセンターでの職業紹介や相談、潜在看護師の再就職支援に向けた研修等を実施しております。</p> <p>県としましては、引き続き、離島及びへき地における医師、看護師等医療従事者の確保を図り、地域医療の充実に努めていきたいと考えております。</p>
16	水道事業の広域化促進について	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、平成 26 年 11 月に県、県企業局、沖縄本島周辺離島 8 村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村）の 3 者において「水道用水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結し、平成 33 年度までに本島周辺離島 8 村の水道広域化を実施する予定であります。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p> <p>今後は、県と関係市町村において課題の抽出や認識の共有を図り、広域化に向けた具体的な取組の検討を行うこととしております。</p>
17	学校空調設備維持費の財政支援について	<p>小・中学校の空調設備の維持費については、学校設置者である当該市町村において負担すべき経費であると考えております。</p> <p>県としましてはこれらの維持費について、地方交付税措置するよう国へ要望しているところであり、快適な学習環境が確保できるよう、その実現に努めてまいります。</p>
18	フェリー貨物運賃助成について	<p>多良間航路におけるフェリー貨物運賃コストの低減については、平成 28 年度から多良間島を含め 19 離島を対象に小売店へ輸送される食品等の輸送経費等を対象離島市町村と協調して補助する「離島食品・日用品輸送費等補助事業」を実施しております。</p>

⑤ 八重山地区提出要望事項

番号	要望事項	措置状況
1	クルーズ船ターミナルビルの整備について	<p>県としては、石垣港クルーズ船ターミナルビルは、基本的に港湾管理者である石垣市が整備するものと考えております。</p> <p>しかしながら、クルーズ振興は県政の重要な課題であることから、関係部局と意見交換を図りながら、整備費用の支援の可能性について検討していきたいと考えております。</p>
2	国際線の定期便誘致について	<p>新石垣空港国際線の路線誘致に関しては、県、OCVB、石垣市など関係機関と連携して、航空会社に対し、路線拡充に向けた働きかけを行い、インバウンド客誘致を推進していきたいと考えております。</p>
3	電線類地中化の推進について	<p>八重山地域については、市街地周辺の緊急輸送道路や幹線道路を中心に無電柱化を推進しているところです。</p> <p>これまでに、白浜南風見線、新川白保線で一部電線類地中化を完了しており、現在、国道390号、同バイパス及び石垣空港線での整備に取り組んでいるところです。</p> <p>電線類地中化にあたっては、電線管理者の合意が必要であるため、電線管理者との早期合意を図り、引き続き、八重山地域の電線類地中化を推進していきたいと考えております。</p>
4	発達障がい児（者）への早期支援体制の整備について	<p>発達障害児（者）に対する支援にあたっては、臨床心理士等の専門職の役割が重要であるものと認識しています。</p> <p>県としましては、障害児等療育支援事業等により、支援対象者の必要に応じて臨床心理士等の専門職を離島圏域を含め派遣しており、引き続き、その充実に努めてまいりたいと考えております。</p>
5	旧石垣空港跡地利用の推進について	<p>旧石垣空港は敷地面積が約47ヘクタールと広大で、中心市街地に近いことから、石垣市において旧空港の跡地利用計画を早期に策定することが必要と考えています。</p> <p>県としては、市が開催する「石垣空港跡地利用連絡協議会」等において跡地利用計画の策定に協力していきたいと考えています。</p>

番号	要望事項	措置状況
6	尖閣資料館の建設について	<p>尖閣諸島を含めた、領土に関する国民世論等の啓発については、政府において、広報啓発イベントを実施するなど、国民の関心を高めるための取組が行われているところであり、沖縄県もその取組に協力しているところでもあります。</p> <p>沖縄県としては、引き続き、政府と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えており、尖閣諸島資料館の建設については、このような状況を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
7	八島町横断歩道橋の整備について	<p>道路管理者が設置する歩道橋は、日常の道路利用で、車道を横断する歩行者の安全確保を目的として設置しております。</p> <p>当該箇所においては、歩行者数が少ないことや広幅員の交差点でないことなどから、歩道橋の設置基準を満足しないため、設置は困難と考えております。</p> <p>なお、津波避難施設については、市の地域防災計画で位置づけられるものであり、市が道路上に施設設置を行う際は、道路管理者としても協力していきたいと考えております。</p>
8	へき地学校給食費支援に関する補助制度の整備について	<p>県教育委員会では、「へき地における食に関する支援事業」について、全国学校給食会連合会を通して事業の継続等を国へ要望してまいりましたが、本事業は平成24年度で終了となりました。</p> <p>なお、県学校給食会の取扱物資は、全県統一価格となっております。</p> <p>県教育委員会としましては、今後とも市町村及び学校給食会等関係機関と連携し、低廉かつ安全・安心な学校給食の提供となるよう努めてまいります。</p>
9	沖縄漁業基金事業について	<p>県では、平成29年2月に漁業関係団体とともに、同基金の対象事業の拡充強化、制度の運用改善及び平成30年度以降の予算措置を国に対して要請したところでもあります。</p> <p>国からは、「平成29年度の執行状況を踏まえ対応する」との回答を得ております。</p> <p>県としましては、引き続き国に対し、基金予算の確保等を求めてまいります。</p>

番号	要望事項	措置状況
10	離島・へき地医療の向上について	<p>県は、離島及びへき地の診療所に対し、施設及び設備の整備並びに運営費に対する支援を行っております。</p> <p>また、琉球大学医学部及び自治医科大学での医師の養成並びに県立病院での後期臨床研修などにより、引き続き、医師の養成を図るとともに、沖縄県へき地医療支援機構を通じて、診療所の医師の確保に努めていきたいと考えております。</p>
11	西表島、県道白浜南風見線の延伸整備について	<p>一般県道白浜南風見線は、西表島西部の白浜を起点とし、東部の豊原に至る、延長約 53 km の道路です。</p> <p>豊原から南風見田海岸までの、町道豊原 7 号線延長約 2.6 km を県道として整備することについては、将来の土地利用や地域開発等を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えています。</p>
12	沖縄県における水道広域化推進について	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、平成 26 年 11 月に県、県企業局、沖縄本島周辺離島 8 村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村）の 3 者において「水道用水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結し、平成 33 年度までに本島周辺離島 8 村の水道広域化を実施する予定であります。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p> <p>今後は、県と関係市町村において課題の抽出や認識の共有を図り、広域化に向けた具体的な取組の検討を行うこととしております。</p>
13	仲間港の港湾整備について	<p>仲間港では、特に女子トイレが不足していることから、平成 28 年度にトイレ増設の実施設計を行っております。</p> <p>また、仲間港が、冬場に多くの観光客利用があること等は認識しており、旅客ターミナル周辺の駐車場に不足が生じたことから、平成 13 年度には、仲間港南側野積み場付近にも駐車場を増設したところであります。今後は、その利用状況を踏まえて駐車場整備の必要性を検討したいと考えております。臨港道路については、現地の交通状況等を確認し、検討したいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
14	波照間空港から集落・港までの県道整備について	波照間空港から集落を経由し波照間漁港までの道路整備については、平成 28 年度に概略ルートを複数案検討しました。現在、竹富町により、整備の必要性及びルート案の選定等について、地元調整を行っているところであります。
15	地下ダムの整備について	<p>与那国町のかんがい用水の確保については、過去に国が行った調査において、地下ダムの整備が検討されております。その調査結果を踏まえ、国営かんがい排水事業の導入が検討されましたが、いくつかの課題があり、採択に至らなかったと聞いております。</p> <p>県としましては、これまでの経緯を踏まえ、課題の解決に向けて町と連携して取り組むとともに、引き続き、農業生産基盤の整備に努めてまいります。</p>
16	久部良漁港の整備について	<p>県では、違法操業を行う外国漁船の取締り体制強化について、漁業関係団体とともに、継続して国に要請しているところであります。</p> <p>また、久部良漁港の整備については、水産庁の漁業取締船の利用実態等、整備に必要な調査を進めるとともに、国や町等関係機関と連携し事業化の可能性を検討してまいります。</p>
17	与那国空港の整備について	<p>与那国空港旅客ターミナルの新たな整備については、県管理空港のターミナル耐震調査の結果を踏まえ、安全性・緊急性等の面から優先順位を決めて対応することとしております。</p> <p>なお、ターミナル施設については、平成 28 年度に合併浄化槽、防水及び空調等の修繕工事を行いました。</p>
18	FRP 廃船の廃棄処理について	<p>沖縄県内漁港における放置艇対策については、平成 27 年 7 月に県が策定した「沖縄県県管理漁港放置艇 5 年計画」に基づき、所有者が確定している廃船については、個人財産であることから、所有者の責務において処分を指導し、所有者が不明または死亡した放置艇は、処理能力等を確認の上、県管理漁港の管理者である県が処理することとしています。</p> <p>また、離島からの運搬費用については、各離島から沖縄本島、宮古島、石垣島までの運搬費助成について、関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。</p> <p>県管理港湾における FRP 廃船については、所有者の責任と</p>

番号	要望事項	措置状況
		負担において処理することとしており、所有者不明の船舶については海上保安庁及び関係機関と連携し所有者の確認を行い、所有者に対し港湾管理条例に基づき船舶の撤去命令を行う等、取り組んで参ります。

平成 29 年度 市町村要望事項

① 北部地区提出要望事項

1. 北部地域における基幹病院整備について
2. 羽地内海の利活用に向けた港湾機能の整備と環境改善について
3. サイクリストが安全・安心かつ快適に走れる道路環境整備について
4. 地域交通体系の構築について
5. 自然環境再生事業の推進について
6. 塩屋湾の港湾整備について
7. 消防防災ヘリポート建設及び消防防災ヘリ運航について
8. 地域高規格道路「名護東道路」の本部方面への延伸について
9. 米軍施設跡地利用整備の促進について
10. 億首川河川内の岩盤除去について
11. 宜野座横断道路（県道）の整備促進について
12. 城原・ギンバル横断道路事業について
13. スマートインターチェンジの設置について
14. 県立移民資料館（仮称）の誘致について
15. MESHサポート運航支援について
16. 本部港湾整備事業の早期促進について

17. 伊江島空港の有効活用について
18. 伊江港港湾整備事業の早期促進について
19. 伊平屋・伊是名間の架橋整備推進について
20. 基幹水利施設管理事業に代わる制度の創出について
21. 空港建設について

② 中部地区提出要望事項

1. 2級河川・比謝川水系（福地橋から下流及び与那原川）及び天願川水系（川崎川最上流部）の浸水対策について
2. クルーズ船受入環境整備について
3. 「沖縄こどもの国」の運営支援について
4. 栄野比インターチェンジの設置と東西連絡道路の整備について
5. 県道33号線の延伸整備について
6. 沖縄21世紀ビジョン基本施策2-（6）地域特性に応じた生活基盤の充実強化について
7. 県道に設置された屋根付バス停の健全化について
8. 沖縄県営嘉手納高層住宅の出入口の抜本的な対策について
9. 比謝川の維持・管理について
10. 県道の早期整備について
11. 国道329号西原バイパス（仮称）の早期事業化について

12. 県道「読谷沖縄線」の構想化について
13. 読谷村への救急病院設置に伴う病床配分について
14. 県道29号線拡幅工事の南伸について
15. 県営中城公園及び世界遺産「中城城跡」への接続道路の整備について

③ 南部地区提出要望事項

1. 南部の公共交通網（鉄軌道を含む）の整備について
2. 慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について
3. 国が定める保育利用者負担金（保育料）における「地域区分」の設定について
4. 都道府県による安定的かつ効率的な国民健康保険制度運営の早期実現について
5. 糸満漁港施設の早期整備と地方卸売市場の当漁港への早期再開について
6. 南部東道路の建設促進及び那覇空港自動車道への直接乗り入れと佐敷つきしろICからの延伸について
7. 沖縄西海岸道路（国道331号糸満道路・豊見城道路）の早期完成について
8. 国道331号（豊見城市名嘉地・糸満市真栄里間）の早期拡幅整備について
9. 国道507号の早期整備について
10. 主要地方道糸満・与那原線の早期整備について
11. 県道糸満・具志頭線（外郭線）の早期整備について
12. 県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について
13. 県道52号線並びに県道131号線の早期整備について
14. 「平和の道線」の早期事業推進について
15. 県管理道路の植樹帯等の維持管理について
16. 那覇空港自動車道（小禄道路）の早期整備について
17. バス停への上屋等の設置について
18. 信号機の設置について
19. 特別支援教育への財政措置について
20. こども医療費助成事業の拡充について
21. 特別弔慰金請求事務に対する国の助成制度の確立について
22. 「耐爆チャンバー」の導入について
23. 離島航路補助事業費の拡充について
24. 高速大容量通信回線（FTTH網）の整備について
25. 情報通信の格差是正について
26. 廃棄物処理困難物の回収ルートについて
27. 水道事業について
28. 那覇港泊埠頭の整備について
29. フェリーニュー久米島の代替船建造費に対する財政支援について
30. 南・北両大東空港の照明設備の整備促進について
31. 南・北大東空港待合室の拡張整備について
32. 高速船代替船建造支援について
33. 不発弾処理経費に係る補助対象範囲の拡大について
34. 土砂災害等の防止対策事業の推進について
35. 仮称ゆめなり線の早急な事業化について

36. 那覇～久米島間の航空運賃の低減について
37. 沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館(仮称)の設置について
38. 粟国～那覇間の休止航空路線の運航再開について
39. 南大東島産農林水産物の航空路線による島外出荷について
40. 北大東港北地区への船溜まり場の整備について

④ 宮古地区提出要望事項

1. 県道243号線のマクラム通り南側、道路拡幅整備の早期実施について
2. 独立行政法人種苗管理センターの宮古島市への誘致について
3. 子宮頸がんワクチン接種後の症状に対する支援について
4. 県営宮古広域公園の早期整備について
5. 宮古空港の拡張整備について
6. 下地島空港及び周辺用地の利活用促進について
7. 宮古空港横断トンネル整備について
8. 天然ガス資源の有効活用へ向けた支援について
9. 先島旅客航路の再開について
10. 国営事業の推進について
11. 農業農村整備について
12. 離島における産業廃棄物の処理について
13. フェリー貨物運賃改定について
14. 畜産振興について

⑤ 八重山地区提出要望事項

1. 国道、県道の電線類地中化について
2. 医療型障害児入所施設の設置について
3. 国立自然史博物館の誘致について
4. 尖閣資料館の建設について
5. 旧石垣空港跡地の利用促進加速化について
6. クルーズ船ターミナルの整備について
7. 波照間航空路線の再開について
8. 条件不利地域における超高速ブロードバンド環境の整備について
9. 県営住宅の建設について
10. FRP廃船の廃棄処理について
11. 地下ダムの整備について
12. 与那国空港の整備について



平成29年度「県民の警察官」表彰式

地域住民の生命、身体、財産の保護に貢献



沖縄県市長会と沖縄県町村会主催による平成 29 年度「県民の警察官」表彰式が去る 4 月 28 日（金）、市町村自治会館において市町村長並びに、沖縄県警察本部長他関係者が出席して開催されました。

「県民の警察官」表彰式は、日夜、地域の安全確保の確立のため活躍している沖縄県警察職員の献身的な行動等を顕彰し、これを県民に広く紹介するとともに、県民と警察とのつながりを通じて活力ある沖縄県づくりの一環として行うものであります。

今年度は 4 名の方々が表彰され、今回を含め 103 名の方がこれまでに表彰されております。受賞者及び功労内容は次のとおりです。

① ^{やま} ^{しろ} ^{きゅう} ^{いち} 山城久一氏

所属 交通部運転免許課総務企画係長

階級 沖縄県警部補

職務別通算年月

警務(学校含む)1年、

交通 25 年 5 月、地域 11 年 7 月

階級別通算年月

巡査 14 年、巡査部長 19 年、

警部補 5 年、勤続 38 年

功労内容

- 被候補者は、採用されて以来 38 年のうち、主として 25 年余を交通警察の分野に従事し、交通指導取締りを通じて地域住民の安全を図るなど、地域住民の道路交通の安全に大きく貢献した。

現在は、運転免許課総務企画係長として勤務して県民からの交通行政に関する警察相談への対応、外部関係機関との調整等を迅速・適正に処理し、県民 93 万人余りが保有する運転免許行政を通して、県民の安全と安心の確保に大きく寄与している。

- 警察本部長賞詞 3 回、警察本部長賞 2 回、部長賞 5 回、所属長賞 22 回

② ^{うえ} ^{はら} ^{たつ} ^や 上原達也氏

所属 刑事部暴力団対策課調査資料係長

階級 沖縄県警部補

職務別通算年月

警務(学校含む)1年、

刑事 27 年、警備 4 年 2 月、

地域 2 年 10 月

階級別通算年月

巡査 23 年、巡査部長 10 年、

警部補 2 年、勤続 35 年

功労内容

- 被候補者は、採用されて以来 35 年の

うち、主として 27 年余を生活安全・刑事警察部門に従事しており、現在は、暴力犯担当刑事として勤務し、暴力団幹部を被疑者とする殺人事件解決の功労による本部長賞を受賞する等、受賞歴が示すとおり数多くの暴力団事件の解決に多大な貢献をしており、その功労は抜群である。

暴対法に基づく旭琉会第 9 回指定業務や平成 28 年中の暴対法に基づく中止命令の発出件数は過去を大きく上回る等、暴力団対策に多大な成果を残し、県民の安全・安心の確保に大きく寄与している。

- 警察本部長賞詞 4 回、警察本部長賞 2 回、部長賞 9 回、所属長賞 13 回

③ ^{いけ} ^ま ^{ひさし} 池間久氏

所属 糸満警察署交通課指導係長

階級 沖縄県警部補

職務別通算年月

警務(学校含む)8月、交通 26 年、

警備 5 年、地域 3 年 4 月

階級別通算年月

巡査 11 年 1 月、

巡査部長 6 年 9 月、

警部補 17 年 2 月、勤続 35 年

功労内容

- 被候補者は、採用されて以来 35 年のうち、主として 26 年余を交通警察部門に従事し、交通事故総量抑止に資する交通違反取締りや、交通事件、暴走族取締りの分野で多大な功績を挙げている。また、豊富な知識と経験に基づいて、数多くの優秀な交通警察官を指導・育成し、沖縄県民の交通安全に大きく貢献した。

現在は糸満警察署交通課に指導係長

として勤務し、交通取締りのみならず、関係機関・団体、地域住民と緊密に連携して交通事故抑止に貢献しており、県民の安全と安心の確保に大きく寄与している。

- 警察本部長賞詞 2 回、警察本部長賞 2 回、部長賞 6 回、所属長賞 1 回

④ ^い伊 ^{げい}芸 ^{きよし}清 氏

所属 本部警察署地域課運天駐在所

階級 沖縄県巡査部長

職務別通算年月

警務(学校含む)2年8月、
刑事19年、地域12年4月

階級別通算年月

巡査19年、巡査部長15年、
勤続34年

功労内容

- 被候補者は、採用されて以来34年のうち、主として19年余を刑事警察の分野に従事し、現在は本部警察署運天駐在所において駐在勤務員として従事している。

本部警察署運天駐在所に赴任してからは、自治会への立ち寄りや巡回連絡等を積極的に推進し、地域への防犯及び交通安全関連の情報発信を積極的に

推進するとともに、管内のパトロールを積極的に実施しており、その結果、平成28年中、運天駐在管内での刑法犯の認知件数「0」(前年12件)を達成した。

また、小学校等における毎朝の登下校時の学校関係者や地域住民と連携した見守り活動を強力に推進しており、県民の安全・安心の確保に大きく寄与している。

- 警察本部長賞詞 2 回、警察本部長賞 4 回、部長賞 12 回、所属長賞 34 回、その他 2 回



平成 28 年度 沖縄県地域振興対策協議会研修会

去る 3 月 29 日(水)、沖縄県地域振興対策協議会主催の視察研修会が伊江村にて行われました。7 町村長をはじめ 20 名の職員が参加しました。

伊江村役場ご協力のもと、①ハイビスカス園、②堆肥センター、③伊江土地改良区中央管理事務所、④伊江島蒸留所を視察しました。

①ハイビスカス園の概要について、友寄三訓園長に説明していただきました。ハイビスカス園には年間 5 万人が訪れており、また年間 200 から 300 種の新種を誕生させています。



②堆肥センターについて、松川健一所長に原料の回収状況や運営状況等を説明していただきました。



③伊江土地改良区中央管理事務所では、宮里正邦事務局長に地下ダムに関する事項について説明していただきました。

2004年度に着手され、2017年度4月から本格的な通水が始まります。



④伊江島蒸留所について、伊江村役場商工観光課 知念 寿人氏に説明していただきました。

本蒸留所は、平成17年～21年度まで、内閣府、環境省、農林水産省、経済産業省、アサヒビール株式会社、伊江村の共同研究事業として実証実験を行った「バイオマスエタノールパイロットプラント」を引き継ぎ、「伊江島蒸留所」として稼働しています。ここでは、サトウキビを原料とした蒸留酒「ラム酒」製造をしています。



研修だより

第97回市町村新採用職員研修実施要領

- ◇目 標 公務遂行に必要な基礎的知識を学ぶことにより、公務員としての自覚と業務及び職場への適応能力を養成する。
- ◇対 象 平成29年4月1日以降に採用された職員、又は前年度中途採用された職員で当該研修を未受講の者
- ◇期 間 平成29年4月5日（水）～4月7日（金）3日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター3階
那覇市旭町113番地1 電話：098－860－9275
- ◇研修人員 86人
- ◇研修方法 講義・討議・演習方式

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	福本 愛実	久場 竜己	新里 愛美	久場 勇貴
	金城 加奈	宮城 憂士	大城 雄聖	
大宜味村	玉城 良太			
今帰仁村	松田 健太郎	黒川 知世		
本部町	伊禮 慧	赤嶺 雄彦	仲松 誉人	
恩納村	比屋根 速人	大城 泰斗	仲西 北	富着 開
	諸見 香南	比嘉 春奈		
金武町	宮里 仁紀人	城間 裕喜	仲間 翔太郎	
嘉手納町	川武 眞子			
中城村	真喜屋 敏美	花城 圭亮	八木 智美	
西原町	仲宗根 唯	仲宗根 茉莉佳	翁長 知恵	新垣 太郎
	西里 桃子	玉代勢 和歌		
粟国村	喜瀬 房代			
南大東村	比嘉 聡	平安座 唯惟		
北大東村	上地 健太			
久米島町	真栄平 翼	又吉 夏樹	前里 りん子	山里 秀樹
	平良 恵理奈	前原 麻紀乃		
八重瀬町	神谷 一成	高安 愛実	金城 明彦	

研修だより

多良間村 糸洲 利沙
 竹富町 大泊 達成 津嘉山 希 宇根 啓士郎 上野 紗季
 与那国町 前底 昇錦 入池原 正宗 松田 奈々 與那覇 亜理沙
 本部町今帰仁村消防組合 仲田 人志 崎原 直也 松田 拓郎
 上間 慎也
 比謝川行政事務組合 津山 裕大 宇榮原 京助

〈研修日程及び科目〉

月日		1日目	2日目	3日目
時間		4月5日(水)	4月6日(木)	4月7日(金)
	8:45		事務連絡	事務連絡
1	9:00 } 10:00			
2	10:00 } 11:00	開講・事務連絡 市町村職員研修センター長挨拶 【10:00～11:15】	【9:00～11:50】 地方公務員制度	【9:00～11:50】 ビジネスマナー
3	11:00 } 11:50	【10:30～11:50】 文書事務の基本 南城市総務課 あらかき きょうた 新垣 郷太	講師 いれい こうしん 伊禮 幸進	マナーインストラクター Office Be smile へんざん りえこ 平安山 利江子 おおしろ ひさえ 大城 寿恵
昼 食 ・ 休 憩				
4	13:00 } 14:00			
5	14:00 } 15:00	【13:00～16:00】 条例・規則 沖縄大学客員教授 あささき かたる 朝崎 咄	【13:00～16:00】 地方自治制度 講師 いれい こうしん 伊禮 幸進	【13:00～16:30】 ビジネスマナー マナーインストラクター Office Be smile へんざん りえこ 平安山 利江子 おおしろ ひさえ 大城 寿恵
6	15:00 } 16:00			
7	16:00 } 17:00			アンケート提出 閉 講

第 9 8 回市町村新採用職員研修実施要領

- ◇目 標 公務遂行に必要な基礎的知識を学ぶことにより、公務員としての自覚と業務及び職場への適応能力を養成する。
- ◇対 象 平成29年4月1日以降に採用された職員、又は前年度中途採用された職員で当該研修を未受講の者
- ◇期 間 平成29年4月12日（水）～4月14日（金）3日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター3階
那覇市旭町113番地1 電話：098－860－9275
- ◇研修人員 102人
- ◇研修方法 講義・討議・演習方式

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	比嘉 雄大				
大宜味村	宮城 俊作				
東村	平良 尚也	渡久地 和美	比嘉 快海	玉那覇 綾香	
	島袋 さやか				
恩納村	比嘉 このみ				
伊江村	玉城 幸矢	金城 欣	玉城 太一		
読谷村	当山 智世	津波 峻一	池原 康平	伊波 諭	
	西平 大地				
北谷町	町田 宗睦	源河 朝恭	知念 望	木村 聡志	
北中城村	宮城 里緒				
与那原町	宮城 望	浦崎 由希絵			
渡嘉敷村	山本 奈波	喜屋武 美咲	西田 大河		
座間味村	高江洲 英毅	大谷 智里			
栗国村	糸洲 喜文	米田 恵子			
北大東村	大澤 銀一				
伊平屋村	宮城 慎太郎	城間 悠太	宇久田 海貴		
伊是名村	西平 和馬	浜里 聖也			
八重瀬町	金城 孝	花俣 昌子	新地 洋平	浅田 睦未	
	湾野 勇弥	金城 耀			
竹富町	比屋定 寛丈	大久 礼真	知念 朝泰	大西 暁子	
	嶋田 千恵子	柏谷 菜美			
与那国町	小原 優	池間 有人	砂川 久美		

研修日より

本部町今帰仁村消防組合
比謝川行政事務組合

安村 勝吾 比嘉 将貴
津波 太樹 花城 有輝 新城 武士

〈研修日程及び科目〉

月日	1 日目	2 日目	3 日目
時間	4 月 1 2 日 (水)	4 月 1 3 日 (木)	4 月 1 4 日 (金)
		事務連絡	事務連絡
1	8:45 9:00 }		
	10:00 }		
2	10:00 }	【9:00 ~ 11:50】	【9:00 ~ 11:50】
	11:00	地方公務員制度	ビジネスマナー
			マナーインストラクター
		講師 伊禮 幸進	Office Be smile 平安山 利江子 大城 寿恵
3	11:00 }		
	11:50		
	【10:00 ~ 11:15】		
	【10:30 ~ 11:50】		
	文書事務の基本		
	南城市総務課 新垣 郷太		
	昼	食	憩
4	13:00 14:00		
5	14:00 15:00	【13:00 ~ 16:00】	【13:00 ~ 16:30】
	【13:00 ~ 16:00】	地方自治制度	ビジネスマナー
	条例・規則		マナーインストラクター
	沖縄大学客員教授 朝崎 咄	講師 伊禮 幸進	Office Be smile 平安山 利江子 大城 寿恵
6	15:00 16:00		
7	16:00 17:00		アンケート提出 閉 講

第 9 9 回市町村新採用職員研修実施要領

- ◇目 標 公務遂行に必要な基礎的知識を学ぶことにより、公務員としての自覚と業務及び職場への適応能力を養成する。
- ◇対 象 平成29年4月1日以降に採用された職員、又は前年度中途採用された職員で当該研修を未受講の者
- ◇期 間 平成29年4月19日（水）～4月21日（金）3日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター3階
那覇市旭町113番地1 電話：098－860－9275
- ◇研修人員 101人
- ◇研修方法 講義・討議・演習方式

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

大宜味村	平良 望	宮城 唯子	濱元 彩子		
今帰仁村	大城 涼子	金城 耕平	島袋 直哉	大城 幸菜	
宜野座村	仲吉 武玄	上原 翔	大城 和生	安富 響	
伊江村	島袋 保範				
読谷村	知花 諒	上原 藍子	與那覇 里澄	松田 香伶	
嘉手納町	照屋 舞	當山 奈七子			
北谷町	新田 仁	喜友名 礼佳	玉城 恵利子	屋嘉 大智	
	宮城 遥				
北中城村	比嘉 諒	比嘉 大優			
中城村	比嘉 有香				
西原町	新垣 良太	花城 清喬			
南風原町	津田 笑美里	山城 咲貴	新垣 芳志乃	神里 友貴	
	見良津 悠世	宮城 里奈			
渡嘉敷村	山本 奈波	比嘉 淳一	桃原 望		
南大東村	宮良 美津紀				
伊平屋村	饒辺 俊	西銘 琢也	安里 源亀		
八重瀬町	瀬良 さやか	浜元 美香	島 健人	島袋 若菜	
	神山 真理子	照屋 壱生	金城 雄大	金城 幸平	
	新垣 大輝				
竹富町	上地 朝奈	土井 雅大	宇根 啓士郎	宇根 旦倫	
	大瀆 由佳	山城 なぎさ			
本部町今帰仁村消防組合		仲里 樹			

〈研修日程及び科目〉

月日		1日目	2日目	3日目
時間		4月19日(水)	4月20日(木)	4月21日(金)
	8:45		事務連絡	事務連絡
1	9:00 } 10:00			
2	10:00 } 11:00	開講・事務連絡 市町村職員研修センター長挨拶 【10:00～11:15】	【9:00～11:50】 地方公務員制度	【9:00～11:50】 ビジネスマナー マナーインストラクター
3	11:00 } 11:50	【10:30～11:50】 文書事務の基本 南城市総務課 新垣 郷太	講師 伊禮 幸進	Office Be smile 平安山 利江子 大城 寿恵
昼 食 ・ 休 憩				
4	13:00 } 14:00			【13:00～16:30】 ビジネスマナー マナーインストラクター
5	14:00 } 15:00	【13:00～16:00】 条例・規則 沖縄大学客員教授 朝崎 咄	【13:00～16:00】 地方自治制度 講師 伊禮 幸進	Office Be smile 平安山 利江子 大城 寿恵
6	15:00 } 16:00			
7	16:00 } 17:00			アンケート提出 閉 講

第 1 9 1 回 監督者第 1 部研修 実施要領

- ◇目 標 管理監督に関する原理・原則を組織的かつ体系的に理解させることにより、監督者としての意識と自覚の確立を図る。
- ◇対 象 J S T 基本コース未受講の係長級職員
- ◇期 間 平成 2 9 年 4 月 2 7 日 (木) ～ 4 月 2 8 日 (金) : 2 日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3 階研修室
那覇市旭町 113 番地 1 TEL 098-860-9275
- ◇研修人員 2 5 人
- ◇研修方法 J S T 会議式研修 (指導・討議方式)
※JST とは、人事院式監督者研修 (J injiin S upervisory T raining) の略

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	與那嶺 信				
恩納村	真栄城 学	新垣 良子			
北谷町	古謝 哲郎	花城 可津人	櫻井 香	眞喜志 康仁	
南風原町	富里 北斗				
竹富町	島仲 裕	横目 欣弥	飯田 泰彦		
比謝川行政事務組合		源河 朝和	玉城 直也	末吉 栄次	

〈研修日程及び科目〉

		1 日目	2 日目
日 時		4 月 2 7 日 (木)	4 月 2 8 日 (金)
		7 月 1 3 日 (木)	7 月 1 4 日 (金)
		7 月 2 0 日 (木)	7 月 2 1 日 (金)
8:50		開講式・オリエンテーション	事務連絡・自習
1	9:00	第 1 章 第 1 線のリーダーの役割	第 3 章 リーダーシップ
	9:50		
2	10:00	講師 伊禮 幸進	
	10:50		
3	11:00	第 2 章 リーダーのマネジメント	
	11:50		
11:50		昼食	昼食

4	13:00 13:50	第2章 リーダーのマネジメント 講師 伊禮 幸進	第4章 コミュニケーション 第5章 職場における実践 講師 東江 隆美
5	14:00 14:50		
6	15:00 16:30		
7	16:30 17:00		アンケート回収・閉講

第62回 一般職員第1部研修実施要領

- ◇目 標 公務員としての意識の高揚と実際の執務や、職場で幅広く活用できる知識業務を的確に遂行するための基本法令を理解させる。
- ◇対 象 採用後2年以上6年未満の職員
- ◇期 間 平成29年5月11日(木)～5月12日(金) 2日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
那覇市旭町113番地1 電話098-860-9275
- ◇研修人員 50人
- ◇研修方法 講義、演習方式(グループワーク)

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	小川 太史	大嶺 優真	與那嶺 真太
東村	安和 梨沙		
本部町	柵山 千絵	宮城 貴一	具志堅 幹
恩納村	伊佐 章吾	渡久地 大志	比嘉 稔秀 長濱 智央
金武町	仲吉 朝昭	伊芸 祐樹	
北谷町	平良 真紀	島袋 光一郎	
西原町	杉山 幸来	新里 みなみ	
与那原町	山里 京子	平山 亜利香	大城 亜友美
南風原町	親川 えみ	與儀 匠	
八重瀬町	比嘉 大輔	神谷 友貴	金城 亨
本部町今帰仁村消防組合		平良 一生	
中城北中城消防組合		新垣 貴大	

〈研修日程及び科目〉

月日		1日目	2日目
時間		5月11日(木)	5月12日(金)
	08:50	開講・事務連絡	事務連絡・自習
1	09:00	【9:00～10:50】	【9:00～11:50】 地方公務員法演習 講師 伊禮 幸進
	10:00	アサーティブコミュニケーション	
2	10:00	オフィス遊	
	11:00	講師 幸地 優子	
3	11:00	【11:00～12:00】	
	12:00	人権学習 琉球大学 教授 講師 矢野 恵美	
		昼食	昼食
4	13:00	【13:00～17:00】 沖縄国際大学 学長 前津 榮健	【13:00～16:00】 地方自治法演 講師 伊禮 幸進
	14:00		
5	14:00		
	15:00		
6	15:00		
	16:00		
7	16:00	(16:00) アンケート回収・閉講	
	17:00		

第2回 ハードクレーム対応研修実施要領

- ◇目 標 不当要求や悪質なクレームについて、見極め方、対応の注意点・切り替え等、実践的な対応策の習得を目指す。また、職場全体での対応力の向上も図る。
- ◇対 象 受講を希望する職員
- ◇期 間 平成29年5月18日(木)～19日(金)2日間
- ◇講 師 (株)アイベック・ビジネス教育研究所 講師：関根 健夫 氏
- ◇研修人員 48名
- ◇研修方法 講義・演習方式
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
那覇市旭町113番地1 TEL 098-860-9275

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	仲本 いつ美	
今帰仁村	金城 研	松田 健
恩納村	東恩納 大	長浜 保治
金武町	真喜志 美千野	伊芸 智奈津
読谷村	與儀 直美	宮里 絵理子
嘉手納町	名城 久勝	新垣 麻衣子
北中城村	津久井 誠	
西原町	又吉 諒	親泊 輝人
与那原町	山城 なぎさ	比嘉 哲也
南風原町	神里 貴子	宮川 徹
沖縄県介護保険広域連合		伊波 裕貴
比謝川行政事務組合		比嘉 秀樹

〈研修日程及び科目〉

	1日目／5月18日(木)	2日目／5月19日(金)
8:50	事務連絡・自習	事務連絡・自習
9:00	1 『クレーム対応の基礎知識』 ・行政サービスとコミュニケーション ・社会の変化とお客さま意識 ・クレームとは何か	4 『 続き 』 ・複数の職員で対応する ・上司を出す（上司が出る） 判断とタイミング ・「イエス」とも「ノー」とも言わない
10:00		・対応を切り上げる、打ち切る ・例外を認める場合の注意点 ・クレーム常套句、状況への対応法
11:00	2 『クレーム対応の基礎技法』 ・クレーム対応は段階的に行う ・ヒアリングの基礎技法 ・感情への対処法 ・クレームについて説明する際の注意 点	
11:50	・詫び言葉の意味	
昼食	11:50～13:00	
13:00	3 『ハードクレーム対応の注意点』 ・ハードクレームの考え方 ・要求の正当性と不当性 ・不当要求とは何か ・ハードクレーム対応へのシフトチェ ンジ	5 『危機管理体制を強化する』 ・他部署、警察などへの通報のタイミ ング ・他部署、警察などとの連携を強化す る ・後に問題を残さないための注意点 ・クレーム内容の周知共有 ・対応のノウハウを組織に蓄積する
14:00		
15:00	4 『ハードクレームへの対応技法』 ・誠意を感じないクレーマーへの対応 法 ・クレーム対応に必要な「情報」とは 何か	6 『対応能力をさらに高めるために』 ・クレーム対応へのストレスを緩和す る ・お客さま意識をもつ ・誇りをもってサービスを提供する
16:30	・事実のみを主張する ・記録を残す	
		アンケート回収、閉講

第 2 2 回 給与実務研修実施要領

- ◇目 標 給与事務の適正な処理能力の向上を図るため、当該事務に必要な根拠法令・制度の把握及び基本的知識を学習する。
- ◇対 象 原則として給与事務の担当職員で、所属長の推薦する者。
- ◇期 間 平成29年5月26日（金）
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
那覇市旭町113番地1（TEL 098-860-9275）
- ◇研修人員 50名
- ◇担当講師 日程表のとおり
- ◇研修方法 講義・演習方式

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	比嘉 善太	新里 俊昭	山城 修
大宜味村	佐久川 紀亮	真謝 えり子	
東村	神谷 愛子		
本部町	饒平名 倫		
恩納村	伊波 偉之	新垣 裕也	
金武町	山田 優希		
伊江村	宮里 茜		
読谷村	知花 諒		
嘉手納町	嵩本 さゆり	喜納 昌吾	
北谷町	松田 健太		
与那原町	慶田元 結		
南風原町	佐久川 昂也		
渡嘉敷村	玉城 由紀子		
伊是名村	諸見 美奈子		
八重瀬町	國吉 維子		
竹富町	大嵩 安幸	宮里 朝枝	根間 明日花
与那国町	松田 奈々		
東部清掃施設組合		大城 章	
本部町今帰仁村消防組合		大城 拓也	照屋 全哲
島尻消防清掃組合		高吉 哲也	
東部消防組合		上原 孝紀	
中城北中城消防組合		喜納 弘樹	
比謝川行政事務組合		池原 盛喜	
沖縄県介護保険広域連合		金城 裕樹	

〈研修日程及び科目〉

	5月26日(金)
13:00	開講式・オリエンテーション
13:10 16:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">演 習</div> 那覇市 総務部 人事課給与共済グループ 主幹 石嶺 伝彦
16:00	閉講・アンケート提出

第5回 業務改善(タイムマネジメント)研修実施要領

- ◇目 標 仕事の効率アップを実現すべく、自己の時間管理能力と活用力を現状分析する。演習を通じて、具体的なスケジュール法やツールの活用法を学び、追われる仕事から、追う仕事への業務スタイルの転換を図る
- ◇対 象 受講を希望する職員
- ◇期 間 平成29年5月30日(火)
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター3階 研修室
那覇市旭町113番地1 TEL 098-860-9275
- ◇研修人員 42名
- ◇担当講師 結(ゆい)エデュケーション株式会社 代表取締役 高嶋 謙行 氏
- ◇研修方法 講義及び演習(グループワーク)

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

東村	又吉	一樹	
今帰仁村	金城	寛樹	
金武町	伊波	友紀乃	
読谷村	与那嶺	尚子	高山 しのぶ
北谷町	桃原	友美	岡田 真琴
西原町	石新	亜理沙	新崎 浩人
与那原町	金城	盛人	中村 久美子
南風原町	玉城	和紗	
伊平屋村	新垣	恵	
本部町今帰仁村消防組合			米須 哲郎

〈研修日程及び科目〉

時間割	研修科目及び日程
8:50	事務連絡
9:00～ 9:10	オリエンテーション（講師自己紹介・グループメンバー自己紹介等）
9:10～ (途中休憩 有り) ～10:50 10:50～ ～12:00	1. タイムマネジメントと業務の関連性 ① 時は金なり？ ～時間の大切さ～ ② PDCAサイクルとタイムマネジメント 【ワーク】 自分の時間管理能力をセルフチェックしてみよう 【ワーク】 インタビューワーク：あなたの仕事が捗らない場面とは？ 2. 業務効率アップ！タイムマネジメントの原則 ① 業務効率を上げるため、絶対に大切な3つの心得 ② T o D o ・スケジュールツールの活用法とそのルール 【ワーク】 討議：T o D o ・スケジュールツールを紹介する
12:00～ 13:00	昼食・休憩
13:00～ (途中休憩 有り) ～16:10 16:10～ ～16:30	3. 実践！タイムマネジメントの具体的な手法 ① スケジューリングのテクニック ② 目から鱗！時短術のポイント ③ 必見！仕事の優先順位は、このマトリクスで考えよう！ 【ワーク】 あるケースに基づいて、一か月のスケジュールリングをしよう 4. 自分の強みと仲間の強みを明確にする ① 業務能力におけるジョハリの窓 ② タイムマネジメントにおけるコミュニケーション ③ 研修のまとめ

会務の動き

平成 29 年 3 月～平成 29 年 5 月

■沖縄県町村会

- 3 月 2 日 都道府県町村会政務担当職員研修会（～ 3 日）（東京都）
- 27 日 臨時事務局長会議（熊本県）
- 4 月 10 日 沖縄県人南米移住等記念式典視察訪問団報告会（市町村自治会館）
- 12 日 各地区市町村会事務局と沖縄県町村会の意見交換会（中部市町村会館）
- 13 日 都道府県町村会事務局会議・研修会（～ 14 日）（東京都）
- 26 日 政務調査会（東京都）
- 28 日 県民の警察官表彰式（市町村自治会館）
- 28 日 沖縄振興拡大会議（市町村自治会館）
- 5 月 26 日 政調幹事会（東京都）

■沖縄県町村会災害共済事業

- 3 月 16 日 全国町村会災害対策費用保険制度研修会（損保ジャパン福岡支店）
- 4 月 20 日 南九州 4 県自動車事故処理研修会（鹿児島県町村会）
- 5 月 11 日 災害共済事務研修打合せ（東京都）

■沖縄県町村交通災害共済組合

- 3 月 3 日 平成 29 年度沖縄県交通災害共済組合議会定例会（市町村自治会館）

■沖縄県市町村職員互助会

- 4 月 7 日 全国市町村職員互助団体連絡協議会・平成 29 年度（第 35 回）総会（東京都）
- 14 日 平成 29 年度事務担当者説明会（市町村自治会館）
- 5 月 19 日 一般社団法人沖縄県市町村職員互助会平成 28 年度決算監査（市町村自治会館）

■沖縄県離島振興協議会

- 4 月 27 日 平成 29 年度離島過疎地域に関する要望活動（沖縄県知事応接室・沖縄県議会議長室）
- 5 月 30 日 全国離島振興協議会理事会・通常総会（愛媛県今治市（今治国際ホテル））

■沖縄県過疎地域振興協議会

- 4 月 27 日 平成 29 年度離島・過疎地域に関する要望活動（沖縄県知事応接室・沖縄県議会議長室）

■沖縄県市町村総合事務組合

- 3 月 3 日 平成 29 年第 1 回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会（市町村自治会館）
- 16 日 平成 28 年度第 2 回非常勤職員公務災害認定委員会（市町村自治会館）
- 4 月 6 日 公務災害連合会職員研究会（東京都）
- 25 日 平成 29 年度消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京都）

■沖縄県地域振興対策協議会

- 3月29日 沖縄県地域振興対策協議会研修会 (伊江村)
- 4月20日 全国簡易水道協議会九州ブロック会議 (宮崎県)
- 5月11日 平成29年度市町村水道担当課長会議 (伊平屋村)
- 11日 海水淡水化施設運転管理等に関する連絡会議 (伊平屋村)
- 24日 ダム・発電関係市町村全国協議会理事会・総会 (東京都)
- 30日 全国簡易水道大会・(簡水)第1回理事会 (長崎県)

町村長選挙の結果

—ご当選おめでとうございます—



座間味村
(さまみせん)

宮里哲
(みやざと さとしる)

△任期 平成29年6月1日～平成33年5月31日▽
(二期目)



伊江村
(いえせむ)

島袋秀幸
(しまぶくろ ひでゆき)

△任期 平成29年4月28日～平成33年4月27日▽
(二期目)

市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (平成)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
市 部								
那 覇 市	シロ マ ミキ ニ 城 間 幹 子	66	30. 11. 15	1	(098) 867-0111	(098) 862-0602	900-8585	那覇市泉崎1丁目1番1号
宜野湾市	サ キ マ アツシ 佐喜眞 淳	52	32. 2. 11	2	(098) 893-4411	(098) 892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩1丁目1番1号
石 垣 市	ナカ ヤマ ヨシ タカ 中 山 義 隆	49	30. 3. 19	2	(0980) 82-9911	(0980) 83-1427	907-8501	石垣市美崎町14番地
浦 添 市	マツ モト テツ ジ 松 本 哲 治	49	33. 2. 11	2	(098) 876-1234	(098) 876-8585	901-2501	浦添市宇安波茶1丁目1番1号
名 護 市	イナ ミヨ ススム 稲 嶺 進	71	30. 2. 7	2	(0980) 53-1212	(0980) 53-6210	905-8540	名護市港1丁目1番1号
糸 満 市	ウエ ハラ アキラ 上 原 昭	67	32. 7. 5	1	(098) 840-8111	(098) 840-8112	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地
沖 縄 市	クワ サ チ オ 桑 江 朝 千 夫	62	30. 5. 11	1	(098) 939-1212	(098) 934-3830	904-8501	沖縄市仲宗根26番1号
豊見城市	ギ ボ ハル キ 宜 保 晴 毅	49	30. 11. 7	2	(098) 850-0024	(098) 850-5343	901-0292	豊見城市字翁長854番地の1
うるま市	シマ フク トシ 島 袋 俊 夫	64	33. 5. 14	3	(098) 974-3111	(098) 973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目1番1号
宮古島市	シメ ジ トシ 下 地 敏 彦	71	33. 1. 24	3	(0980) 72-3751	(0980) 73-1645	906-8501	宮古島市平良西里186番地
南 城 市	コ ジョ ケイ ショウ 古 謝 景 春	62	30. 2. 11	*1 4(3)	(098) 948-7111	(098) 948-7149	901-0695	南城市玉城字富里143番地
国 頭 郡								
国 頭 村	ミヤ ギ ヒサ カズ 宮 城 久 和	73	32. 4. 6	2	(0980) 41-2101	(0980) 41-5910	905-1495	国頭村字辺土名121番地
大宜味村	ミヤ ギ ノリ ミツ 宮 城 功 光	66	30. 10. 6	1	(0980) 44-3001	(0980) 44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久157番地
東 村	イ ジュ セイ キョウ 伊 集 盛 久	76	31. 4. 26	3	(0980) 43-2201	(0980) 43-2457	905-1292	東村字平良804番地
今帰仁村	キ キン ヘル 喜 屋 武 治 樹	66	32. 8. 22	1	(0980) 56-2101	(0980) 56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根219番地
本 部 町	タカ ラ フミ オ 高 良 文 雄	69	30. 9. 20	3	(0980) 47-2101	(0980) 47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩 納 村	ナガ ハマ ヨシ ミ 長 浜 善 巳	51	31. 1. 23	1	(098) 966-1200	(098) 966-2779	904-0492	恩納村字恩納2451番地
宜野座村	トウ マ アツシ 當 眞 淳	45	32. 12. 29	2	(098) 968-5111	(098) 968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座296番地
金 武 町	ナカ マ ハジメ 仲 間 一	62	30. 4. 16	1	(098) 968-2111	(098) 968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	シマ フクロ ヒデ ユキ 島 袋 秀 幸	64	33. 4. 27	2	(0980) 49-2001	(0980) 49-2003	905-0592	伊江村東江前38番地

[就任回数は、合併前の旧市町村の長としての就任回数も含めて表示。() 内数字が新市町村制後の就任回数。]

*1 南城市長 旧知念村長として1期就任 (H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生)

※ H14. 4. 1 豊見城市から豊見城市へ (市制施行)

※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生

※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生

※ H17. 10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生

※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生

[2017 (平成29)年6月1日現在]

市町村名	市町村長	年齢	任期 (平成)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
中 頭 郡								
読 谷 村	イシ ミネ デン ジツ 石 嶺 傳 實	61	30. 2. 28	2	(098) 982-9200	(098) 982-9202	904-0392	読谷村字座喜味2901番地
嘉手納町	トウ ヤマ ヒロシ 當 山 宏	64	31. 2. 17	2	(098) 956-1111	(098) 956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地
北 谷 町	ノ 野 グニ マサ ハル 野 国 昌 春	72	29. 12. 11	3	(098) 936-1234	(098) 936-7474	904-0192	北谷町字桑江226番地
北中城村	アラ カキ クニ ケイ 新 垣 邦 男	60	32. 12. 21	4	(098) 935-2233	(098) 935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場426番地の2
中 城 村	ハマ タ ケイ 浜 田 介	54	32. 7. 3	3	(098) 895-2131	(098) 895-3048	901-2493	中城村字当間176番地
西 原 町	ウエ マ アキラ 上 間 明	70	32. 10. 5	3	(098) 945-5011	(098) 946-6086	903-0220	西原町字与那那140番地の1
島 尻 郡								
与那原町	フル グン クニ オ 古 堅 國 雄	74	30. 5. 1	3	(098) 945-2201	(098) 946-6074	901-1392	与那原町字上与那原16番地
南風原町	シロ マ トシ ヤス 城 間 俊 安	69	30. 5. 8	5	(098) 889-4415	(098) 889-7657	901-1195	南風原町字兼城686番地
渡嘉敷村	マツ モト ヨシ カツ 松 本 好 勝	72	30. 11. 19	1	(098) 987-2321	(098) 987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
座間味村	ミヤ ザト サト 宮 里 哲	49	33. 5. 31	3	(098) 987-2311	(098) 987-2004	901-3496	座間味村字座間味109番地
栗 国 村	シン ジョウ シズ ヨシ 新 城 静 喜	64	32. 7. 31	3	(098) 988-2016	(098) 988-2206	901-3792	栗国村字東367番地
渡名喜村	ウエ ハラ ノボル 上 原 昇	65	30. 2. 26	3	(098) 989-2002	(098) 989-2197	901-3692	渡名喜村1917番地の3
南大東村	ナカ ナカ ケン ショウ 仲 田 建 匠	58	30. 6. 30	3	(09802) 2-2001	(09802) 2-2669	901-3895	南大東村字南144番地1
北大東村	ミヤ ギ城 ミツ マサ 宮 城 光 正	62	31. 12. 3	5	(09802) 3-4001	(09802) 3-4406	901-3992	北大東村字中野218番地
伊平屋村	イ レイ ユキ オ 伊 礼 幸 雄	69	29. 9. 12	2	(0980) 46-2001	(0980) 46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	マエ タ セイ キ 前 田 政 義	73	30. 9. 20	4	(0980) 45-2001	(0980) 45-2467	905-0695	伊是名村字仲田1203番地
久米島町	オオ タ ハル オ 大 田 治 雄	62	30. 5. 11	1	(098) 985-7121	(098) 985-7080	901-3193	久米島町字比嘉2870番地
八重瀬町	ヒヤ ネ ホウ 比 屋 根 方 次	78	30. 2. 11	2	(098) 998-2200	(098) 998-4745	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地
宮 古 郡								
多良間村	イラ ミナ ミツ オ 伊良皆 光 夫	62	29. 7. 7	1	(0980) 79-2011	(0980) 79-2120	906-0692	多良間村字仲筋99番地の2
八重山郡								
竹 富 町	ニシオオマス コウ ジュン 西大舩 高 旬	69	32. 9. 13	1	(0980) 82-6191	(0980) 82-6199	907-8503	石垣市美崎町11番地1
与那国町	ホカ マ シュ 外 間 守 吉	67	29. 8. 28	3	(0980) 87-2241	(0980) 87-2079	907-1801	与那国町字与那国129番地

※ 41市町村 (11市11町19村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

大切なマイカーには…

全国町村等職員の自動車共済 + 上乗せ 車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

自動車共済

相手方への対人・対物賠償、
ご自身のケガに対する補償

対人賠償



対物賠償



限定搭乗者



セット
で
加入

車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】
「車両共済(保険)」は、「自動車共済」の上乗せして、別加入する制度です。
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

オプション1

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

特約保険料

〈年間(集団扱年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。
車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに応じて保険料が安くなります。

オプション2

弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払する特約です。

弁護士費用
保険金

1事故
1被保険者につき

300万円程度

法律相談・書類作成
費用保険金

1事故
1被保険者につき

10万円程度

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎります。

オプション3

事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内
TEL 03-3581-0479 URL: <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

株式会社 千里

0120-731-087 FAX 03-3519-7325 <http://www.chisato-ag.co.jp>

(ちさと)

お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際はFAX番号をよくご確認ください。



グッジョブ運動とは？

- ❶ みんなでグッジョブ運動(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)ってどういうもの？
県民が一丸となって就業意識の向上を目指し取り組む県民運動です。
- ❷ 目標
沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。
- ❸ 計画期間
平成19年度～
- ❹ 基本コンセプト
みんなが生きがいを持って働く自立した豊かな社会の実現